

## 「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源）編（対象実需給年度：2024年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	4	本マニュアルのみに関するものではないが、実需給2年前の容量停止計画の調整業務から実需給年までの間の業務を含め、2年前～月間～週間～前々日～前日～実需給～受渡後の諸手続きに至るまでの一連の時間軸で、いつ・誰が・何をするのが体系的に一覧性ある形で整理されておらず、具体的に容量提供事業者がが何をするのがわかりにくい。実需給年に入って混乱を招くことが懸念されるため、業務単位での整理だけでなく、時系列の観点からの整理も検討いただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
2	7	アセスメントの具体的な方法が公開されないと容量提供事業者側での検算ができないため、結果に対する異議申し立てもできないものと考え、アセスメント算定に関する業務マニュアルは別途公表されるのか。	アセスメントの具体的な方法は、本業務マニュアルおよび説明会資料をご参照ください。
3	8	・図1-5変動電源（アグリゲート）に係るリクワイアメントを遵守するにあたり容量提供事業者等が登録すべき算定諸元の一覧の容量提供事業者が電源等差替を行っていない場合の表記に誤りがあると思われるため修正頂きたい。「自小規模変動電源リストの全量」→「小規模変動電源リストの全量」	（変動電源（アグリゲート）編にてご回答）
4	9	1.4 安定電源に係るリクワイアメントの概要説明について、アセスメントの達成状況やペナルティを発生させた実績等について、（個社名がわかる形で）対外公表される予定はありますか？	電力広域的運営推進機関業務規程第32条の41第4項に基づき、当該ペナルティ対象事業者の名称を公表する場合があります。
5	9	「1.4.1.2 容量停止計画の提出」について、提出の対象となる容量停止計画の定義について明確化いただきたい。実需給2年前の容量停止計画は、「供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間点検を対象としていましたが、実需給期間は実需給2年前の容量停止計画の対象に加えて、短期間の停止・抑制が発生する作業も追加で対象となるのでしょうか。	ご記載のとおりです。 本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしました。
6	9	「1.4.2.2 市場応札の実施」について、「水力発電において、濁水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）・水力発電において、河川法の遵守等に伴い入札できる容量が減少する場合」、市場応札の容量を減少させることができると記載があるが、例えば、揚水ではない大規模水力が降雨出水などで濁水が発生した際に、利水者や国交省他との取り決めに基づき、停止または出力低下する場合も「河川法の遵守等」として解釈できる理解でよいか。	個別の事例については、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
7	9	「このリクワイアメント対象となる余力を把握するために、広域機関システムに提出されている発電販売計画から発電計画・発電上限を、本機関にて容量市場システム内に登録します。」とありますが、発電販売計画で提出する発電上限は『（燃料制約や濁水等による減少分は無視した）需給ひっ迫時に出力を上昇させ市場等に販売可能な上限値』であるため、『（燃料制約や濁水等により減少した）通常時の余力』が正確に把握できないのではないかと考えておりますが、問題ございませんでしょうか？例えば、燃料や水がななくフル出力を1時間/日しか提供できない電源でも、発電上限は24時間フル出力で登録しなければならぬ場合、差の23時間分が容量市場において余力とみなされてしまいますが、仮にこの余力を予備力と捉えるなら、予備力が過大に計上され、需給ひっ迫のシグナルが発信されなくなるような事態を懸念しております。 また、燃料制約電源について、発電計画以上に出せる余力がない場合、通常時に市場応札しなかったとしても容量市場におけるペナルティはない、という認識でよろしいでしょうか？	広域機関システムに提出する発電販売計画における発電上限は、燃料制約等の減少を考慮した値となります。したがって、ご記載いただいた例（1時間/日分の燃料しかない）においては、そのkWh分を考慮した発電上限値を記載して発電販売計画をご提出願います。詳細は以下の資料をご確認ください。  ・発電計画・発電上限値に関するご質問及び回答 <a href="https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2022/files/20230323_setumeikai02.pdf">https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2022/files/20230323_setumeikai02.pdf</a>  また、容量市場システムに登録する発電上限については、市場応札のアセスメントを実施するために必要なため、電源が提供できる供給力の最大値に適宜修正してください。この点は業務マニュアル「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」に反映いたします。平常時（低予備率アセスメント対象コマではないコマ）においては、市場応札としての経済的ペナルティは料されません。しかし、平常時においても市場応札のリクワイアメントはございますので適切にご対応願います。
8	9	石炭火力の炭種による制約や貯水池運用上の理由による最大出力の減少など、容量停止計画の提出対象ではないものの発電上限くアセスメント対象容量となる場合がありうる。このような場合に、アセスメント対象容量を下回った容量に対するアセスメントやペナルティの有無が不明。例えば、容量停止計画が提出されているコマが8640コマを下回っている場合であっても、発電上限くアセスメント対象容量となっているコマが存在する場合、当該コマは即座にリクワイアメント未達成となるのか。	容量停止計画が提出されていないコマに対しては、停止日数カウントされることはありません。 また、他のリクワイアメントに対しても、発電上限値がアセスメント対象容量を下回る場合について、必ずしもリクワイアメント未達成とはならず、異議申立のフローにて、その時の状況・経緯から個別に判断いたします。
9	9	実需給2年前の容量停止計画の調整業務において、容量停止計画は供給計画に計上する作業と同じ粒度で抽出していたが、実需給年の容量停止計画では、登録する停止の粒度は変わらぬか。それとも、供給計画断面では計上しない指定時刻外での短時間作業や、需給状況に応じて調整可能な短期作業などの登録も必要になるのか。仮に粒度が変わらぬとすると、#3とも関連し、これらの作業を実施した場合には年間の容量停止計画提出コマ数が8640コマを下回っていたとしても、当該作業を実施したコマがリクワイアメント未達成となるのか。	「実需給期間中の容量停止計画」については、各月の供給信頼度の確保を目的とする「2年前に行う容量停止計画調整の際の容量停止計画」とは違い、30分コマ単位でのリクワイアメント達成状況の確認を目的とするものであるため、提出対象が異なります。 本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしましたので、ご確認ください。
10	9	市場応札の容量を減少させることができる場合のうち、「容量市場システム上の電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」以降において、卸電力市場等が閉場しており余力を入札する市場が存在しない場合」とあるが、計画変更の締切時間は契約によって異なる一方、計画変更から市場入札までの間には発電計画の変更や通告変更の手続き（発電所への連絡も含む）などの手順が存在し、相対の計画が変更された時間によっては実務手続きが間に合わず市場入札ができない場合が相当の頻度でありうる。本マニュアルに基づく、相当の頻度でアセスメント後の異議申し立てをすることとなり実務が煩雑となることから、相対契約の計画変更から市場閉場までの間に一定の猶予時間を設定いただくことを検討いただきたい。（計画変更～市場閉場の時間が、当該猶予時間よりも短い場合はリクワイアメント未達成としない）	リクワイアメント未達成とするか否かについては、個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。 頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
11	9	#5の設定が難しい場合、異議申し立ての実務をスムーズに行うために異議申し立て時に提出が必要となる情報を事前に明らかにしていただきたい。アセスメントにあたっては「相対契約先からの計画変更受領時間」「運転操作箇所と確認した計画変更可能時間およびそれを確認した時間」が含まれていれば情報として十分と考える。	異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
12	9	バランス停止や、市況等を踏まえた事業者の経済合理的な判断による停止は容量停止計画の提出対象外と考えて良いか。	ご記載のとおりです。
13	9	「前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）に対し、入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となります。」とは、スポット市場や需給調整市場に応札したが未約定だった余力については時間前市場に応札することがリクワイアメントとなるとの理解で相違ないか。	ご記載のとおりです。
14	9	#8に関連し、前日以降に低予備率アセスメント対象コマが存在しない場合、卸電力市場等に応札したが約定しなかったことによって生じた余力はリクワイアメント対象外との理解で相違ないか。	ご記載のとおりです。

No.	頁	ご意見	回答
15	9	<p>&lt;1.4.2.1 市場応札のリクワイアメントの対象となる余力&gt; 「このリクワイアメント対象となる余力を把握するために、広域機関システムに提出されている発電販売計画から発電計画・発電上限を、本機関にて容量市場システム内に登録します。」に関する問い合わせ。</p> <p>市場応札リクワイアメントのアセスメントは、事業者にて登録した市場応札量と発電計画余力にて実施されるものと認識している。仮にGC直前の需要下振れに伴い発電余力が増加した際に、増加余力を市場応札する必要があるが、札取下げ時間を考慮すると増加余力分を市場応札することが困難である。</p> <p>上記のようなケースにおいては、「発電余力&gt;市場応札量」となり、リクワイアメント未達量が発生する。リクワイアメント達成のためには、「市場応札時点の発電計画をGCまで変更しない（リードタイムを考慮した際に市場応札できないと考えられる場合には発電計画を見直さない）」といった対応を取らざるを得ないが、そういった対応を取った場合のインバランスを許容いただきたい。</p> <p>仮に上記対応が許容できないのであれば、時点差（市場応札タイミングと発電計画見直しタイミング）によるリクワイアメント未達成量は、事後の異議申立によりリクワイアメント未達の対象外とすることを認めていただきたい。</p>	<p>インバランスが発生しないよう発電計画の策定等を踏まえて、可能な限り余力を市場へ応札してください。なお、ご意見いただいた事例がリクワイアメント未達成となるかについては、アセスメントの都度判断させていただきます。</p> <p>なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>
16	10	1.4.2.2 市場応札リクワイアメントについて、容量を減少させることができる項目の中に、「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」とありますが、BG計画上で、不経済判定した場合の認識でよろしいでしょうか？	当該記載箇所は容量提供事業者の契約電源について不経済となる場合について記載したものです。
17	10	<p>1.4.2.2 市場応札リクワイアメントについて、容量を減少させることができる項目の中の「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」の解釈を確認させてください。</p> <p>需給ひっ迫時を除く平常時において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力に対して、スポット市場の全量入札を志向する予定でありませぬ。</p> <p>しかし、以下3つの事例による場合の当該余力の範囲は、上記のvi項に該当した判断をいただけるのでしょうか？</p> <p>①段差制約や系統制約により入札ができない範囲</p> <p>②スポット市場が閉場した以降に、小売電気事業者の通告(需要)が下がり、結果的に余力が生じた範囲 (時間前市場への入札には可能な範囲で努めるが、入札から札下げまでの一連のフローが間に合わない場合)</p> <p>③システム不具合(例、発電計画提出が不可となった場合に、インバランス回避を目的として時間前札下げを行った場合)</p> <p>上記の不具合要因については、広域制約の場合は該当になり、自社側の場合は非該当か等の条件はございますでしょうか？</p>	<p>①の段差制約については、ブロック入札で解消できない場合のみ認められる旨を「1.4.2.2市場応札の実施」に追記いたしました。</p> <p>その他のケースについては、アセスメントの都度「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」に該当するか判断させていただきます。</p>
18	10	<p>1.4.2.3 揚水発電の市場応札」における「運転継続時間」の定義を明確化いただきたい。仮に「期待容量算定諸元一覧」における「各月の運転継続時間」が該当するのであれば、その点を明記いただきたい。</p>	ご記載のとおりです。明確化のため、本業務マニュアルに反映いたします。
19	10	<p>「1.4.2.2 市場応札の実施」について、「・水力発電において、濁水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力通知が出された場合は除きます）・水力発電において、河川法の遵守等に伴い入札できる容量が減少する場合」、市場応札の容量を減少させることができると記載があるが、例えば、揚水ではない大規模水力においては、利水者への影響等も踏まえた年間貯水池計画に基づき、その時々で発電可能な発電量を全量、発電計画に記載していることから、発電計画値と市場応札量の合計値がアセスメント対象容量を下回ったとしても「河川法の遵守等」と理解される理解でよいか。</p>	個別の事例については、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
20	10	「1.4.2.2 市場応札の実施」について、「未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象」との記載があるが、時間前市場にて入札が必要という理解でよいか。	ご記載のとおりです。
21	10	1.4.2.3 揚水発電の市場応札にて「低予備率アセスメント対象コマが存在する場合、運転継続時間が限られる揚水発電に関して、本機関は当該コマに対して市場応札が実施されているかを優先的にアセスメントします。」とある。2021年2月にご提示いただいた容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要では、市場応札のアセスメントは平常時も存在すると記載されていたが、揚水に関してはひっ迫時のみ（平常時はペナルティ対象外）という理解でよいか。	<p>揚水発電についても、平常時における市場応札のリクワイアメントの対象となります。</p> <p>運転継続時間の限られる揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で低予備率アセスメント対象コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施していただくことが必要です。</p> <p>それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください。</p>
22	10	1.4.2.3 揚水発電の市場応札にて「低予備率アセスメント対象コマが存在する場合、運転継続時間が限られる揚水発電に関して、本機関は当該コマに対して市場応札が実施されているかを優先的にアセスメントします。」とある。仮にアセス対象コマ以外の市場価格もすべからく高値であり、発電事業者にとって非経済となりうる場合においても運転継続時間分市場応札するリクワイアメントは必須となるか。	市場応札の容量を減少させることができる要件に該当していない場合は、ご記載のとおり市場への応札が必要となります。
23	10	1.4.2.2 市場応札の実施にて広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマに対し、「入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となります。」と記載があるが、広域予備率低下時ではなければ、約定するしないに関わらず、余力をいずれかの市場で抛出していればリクワイアメント達成となる理解でよいか。（スポットや需給調整市場での売れ残りを実需給前の最終市場である時間前市場にて抛出する必要があるか。）	ご記載のとおりです。平常時かつスポット市場や需給調整市場で全量を応札している前提であれば、スポットや需給調整市場での売れ残りを実需給前の最終市場である時間前市場にて抛出する必要はありません。
24	10	<p>「小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所または需給調整市場へ入札してください」とありますが、平常時および需給ひっ迫時それぞれの状況でのリクワイアメントについて下記の通りの理解でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時：スポット市場・需給調整市場・時間前市場のいずれか1つに応札していればリクワイアメント達成となる。</li> <li>・需給ひっ迫時：当該コマが発生した際に、いずれかの入札可能な市場が存在していれば、そこに応札することでリクワイアメント達成となる。</li> </ul> <p>例) スポット入札に発電所の出力を全量応札し、未約定となったために発電所を停止した場合について、平常時、ひっ迫時は下記の対応をとればリクワイアメントを達成できる想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時：需給調整市場、時間前市場ともに応札の必要無し。</li> <li>・需給ひっ迫時：「前日以降の需給バランス評価でひっ迫時と判断された」場合、その時点から発電所の余力を時間前市場に応札し、約定したら発電機を起動。</li> </ul>	ご記載いただいたケースが余力の全量を応札している場合においては、ご理解のとおりリクワイアメント達成となります。
25	10	<p>「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」は応札容量を減少できるとありますが、電源の起動が不経済となる発電所については全容量を減少できるという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>例) スポット入札時点で「平常時」になることを予見してスポット入札は実施せずにバランス停止を決定し、そのまま需給調整市場にも時間前市場にも応札を実施しなかった場合を想定しております。この場合、平常時と判定され、実際に市場価格に対して発電所の単価が高い場合には、発電所全量についていずれの市場にも応札していませんが、リクワイアメントは達成していると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」は応札容量を減少できるという点をご認識のとおりです。</p> <p>一方、ご意見いただいた例が当該ケースに該当するか否かについてはアセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>
26	10	「前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という）」とありますが、説明会資料を確認すると、「翌日計画公表以降に広域予備率が8%未満となり、広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ」だと理解しております。具体的にどういったタイミングで発令されるのかなど、詳細を本マニュアルにも記載いただけないでしょうか。	<p>広域予備率低下に伴う供給力提供の通知の対象コマは、<b>まずは</b>前日計画公表断面（前日17時30分頃）で判断されます。<b>それ以降、広域予備率更新の際に都度判断します。</b>当該内容は業務マニュアルに反映いたします。</p> <p>※10月25日の先行公表時から一部内容を修正いたしました。</p>
27	10	揚水発電について、「それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください」と記載されていますが、低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの入札を実施しない場合はリクワイアメント未達となり、ペナルティが課せられるのでしょうか。	<p>平常時であればペナルティはありませんが、市場応札のリクワイアメント対象となります。</p> <p>低予備率アセスメント対象コマへ応札してもなお、余力がある場合は小売電気事業者等が活用しない余力の全量を卸電力取引所または需給調整市場（以下「卸電力市場等」という）に応札していただく必要があります。</p>
28	10	「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」とは具体的にどういった事象を想定されているのか、具体例を記載いただけないでしょうか。	個別のケースに応じて都度判断させていただくことを想定しておりますので、例示は差し控させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。

No.	頁	ご意見	回答
29	10	1.4.2.3 揚水発電の市場応札の記載は、蓄電池を安定電源として応札する場合も同様のリクワイアメントが求められるとの理解でよいか。もし良いのであれば揚水発電だけではなく、蓄電池についても対象であることを明記すべきではないか。	対象実需給年度2024年度について、安定電源として参加している蓄電池はありません。
30	10	1.4.2.3 揚水発電の市場応札の記載は、蓄電池を安定電源として応札する場合も同様のリクワイアメントが求められる場合の質問です。「卸電力市場等へ入札する場合、低予備率アセスメント対象 コマ に間に合うように起動力カーブを作成し、その量を入札してください。時間前市場からの札の取り下げは、当該起動力カーブ通りに電源を起動ができなくなるタイミングで実施してください。」とあるが、2024年度以降、広域予備率は週間計画・翌日計画断面では毎日、当日計画時点では30分ごとに広域予備率が更新されるものと認識しています。したがって、本リクワイアメント対象となる電源が各市場（JEPXスポット市場、需給調整市場、JEPX時間前市場）に応札するそれぞれの時点で広域予備率が低いコマが異なる場合があります。この場合に容量提供者はどのような判断基準で応札を行うべきか、またアセスメントにより容量提供者が提出しなくてはならない証拠を具体的な事例を明記いただけませんか。	本業務マニュアルは実需給年度2024年向けであり、蓄電池は安定電源として実需給年度2024年向けの容量オークションで安定電源として参加している蓄電池はあり応札できませんので、「1.4.2.3 揚水発電の市場応札」の記載は揚水発電所に対するリクワイアメントとなります。揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。証拠となる書類の提出を求めるか否かについて、アセスメントの都度判断させていただきます。
31	10	7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続き 揚水発電・蓄電池の低予備率アセスメント対象コマに関して、対象となるコマがどのコマになるかは、広域期間が公開されるとの理解でよいでしょうか（具体的には特定のコマが週間計画断面では低予備率アセスメント対象コマであったが、以降のバランス評価で予備率が充足した場合などそれを把握するすべが事業者にないためこれら情報が広域機関から別途開示されるのかという問題意識となります）。	対象実需給年度2024年度について、蓄電池は安定電源の電源区分で容量市場に参加することはでき安定電源として参加している蓄電池はおりませんので、市場応札のリクワイアメントは科されません。低予備率アセスメント対象コマに関しては、広域予備率Web公表システムでの広域予備率に関する通知情報【容量市場向け】（2024年4月に向けシステム改修中）で周知いたします。この周知の詳細につきましては、別途お知らせいたします。
32	10	「なお、以下の場合は市場応札の容量を減少させることができます。」と記載がありますが、以降の第5章や第7章、業務手順全体図などには市場応札の容量減少方法について記載がなく不明であるため、具体的な方法について記載をお願いできませんでしょうか。	市場応札の容量を減少させることができるケースに該当する場合、であっても手続は不要です。減少した容量を除いて、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力市場等へ入札してください。なお、この場合、リクワイアメント未達成量が発生したものと、一度は判定されますが、異議申立のフローにて「市場応札の容量を減少させることができるケースに該当すること」を合理的に説明していただければリクワイアメント達成といたします。
33	10	応札締切に間に合うか間に合わないかの判断は、計画見直し・提出に要する時間等も含めて事業者毎の事情に応じて判断してよいでしょうか？それとも、具体的な時間指定があるのでしょうか？	計画見直し・提出に要する時間等も含めて事業者毎の事情に応じて判断してください。
34	10	1.4.2.2 「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止からの起動が不経済となる場合」との記述の「前日」とは、前日18時と理解してよいか。	ここでの「前日」とは、前翌日計画を基にした広域予備率公表断面（前日17時30分頃）を指します。
35	10	2023年6月28日「第87回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」資料1にて「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」の目的として「揚水発電機において上池へのポンプアップを促すこと」と記載があります。上池へのポンプアップがリクワイアメントの対象ではなく、市場応札や供給指示への対応がリクワイアメントの対象と認識しているが、相違ないでしょうか。	ご記載のとおりです。
36	10	「相対契約上の計画変更締切時間」とは、容量市場にて落札した発電所・発電機から発生する電力の受給について規定する受給契約だけでなく、当該発電所から発生する電力を紐づけて他の小売電気事業者等に販売する卸契約など、当該発電所の発電計画・動力計画の策定に実質的に影響を与える契約類の計画変更締切時間も含むと理解してよいか。	ご記載のとおりです。
37	10	「1.4.2.2 市場応札の実施」について、「水力発電において、濁水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）・水力発電において、河川法の遵守等に伴い入札できる容量が減少する場合」、市場応札の容量を減少させることができると記載があるが、例えば、揚水の場合、降雨出水などで濁水が発生した際に、利水者や国交省他との取り決めに基づき、停止または出力低下する場合がありますが、これらも含めて「河川法の遵守等」として解釈できる理解でよろしいでしょうか。	「河川法の遵守等」に該当するか否かは個別のケースに応じて、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
38	10	「水力発電において、河川法の遵守等に伴い入札できる容量が減少する場合」に関して、例えば「30分30cm」のような定常的な下流制約を遵守するために電源等情報に定める起動時間を超えたとしても、リクワイアメント未達成とならないと理解されるのか。想定されている具体的事例をご教示いただきたい。	「水力発電において、河川法の遵守等に伴い入札できる容量が減少する場合」に該当するか否かについては、個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
39	10	#10に関連し、本事情により市場応札量が減少又はゼロとなった場合でも、最初のアセスメント結果ではリクワイアメント未達成と通知されてしまい、その都度異議申立手続きを行わなければならないのか。であるとすると、予め本理由による市場応札量の減少についてはアセスメント対象外とすることが実務的には合理的であって、起動時間に定常的な河川法の遵守等に要する時間を織込むことが適当と考える。	「水力発電において、河川法の遵守等に伴い入札できる容量が減少する場合」に該当するか否かについては、個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。そのため、必要に応じて、都度異議申立を行っていただくこととなります。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
40	10	本項に記載されている「揚水」は純揚水を指すのか。その場合、混合揚水に対するリクワイアメントは揚水以外の安定電源と同じと理解するが、相違ないか。	混合揚水でも運転継続時間に基づいて月別のアセスメント対象容量を算定しているのであれば、本業務マニュアル「1.4.2.3揚水発電の市場応札」の対象となります。
41	10	揚水発電における発電計画、発電上限の設定方法および余力の市場入札の対応時系列と、各断面における具体的な対応方法がわからないため解説いただきたい。	広域機関システムへ提出する発電販売計画における発電上限・発電計画の登録方法については、上池の貯水残によるkWhを考慮した発電上限値の設定をお願いします。詳細は以下の資料を参照してください。  ・発電計画・発電上限値に関するご質問及び回答 <a href="https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html">https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html</a>  また、容量市場システムに登録する発電上限については、アセスメントに活用するため、必要に応じて適宜修正してください。この点は業務マニュアル「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」に反映いたします。  揚水発電は、「小売電気事業者等が活用しない余力」の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。広域予備率が同率の場合は、その中から任意のコマを選択して入札を実施してください。それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください。
42	10	「揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。広域予備率が同率の場合は、その中から任意のコマを選択して入札を実施してください。それでもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ入札を実施してください。」とあるが、これまでの整理では、揚水は需給ひっ迫時において、指定されたコマに卸電力市場等へ入札していたかどうかをアセスメントされることになっていたと理解する。今回、低予備率アセスメント対象コマ以外への入札まで求めることとされているが、過去の整理に照らすと、低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの入札はアセスメント対象ではないと理解すればよいのか。	容量確保契約約款に記載の通り、揚水発電についても、他の安定電源と同様に低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの市場応札が必要となります。揚水発電は、運転継続時間が限られる揚水発電に関して、本機関は当該コマに対して市場応札が実施されているかを優先的にアセスメントします。低予備率アセスメント対象コマに応札してもなお、余力がある場合は、低予備率アセスメント対象コマ以外へ応札を実施してください。
43	10	#14に関連し、低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの入札がアセスメント対象かつ経済的ペナルティの対象となる場合、本項の定めにより、需給ひっ迫のおそれがない時間帯も含めた稼働によって上池容量を使い切ることになる。他方、水を使い切るとフル揚水するまでの時間が増えることから、低予備率のコマが複数日にわたって断続的に継続するような場合などに、本来期待された役割を果たすことができなくなるおそれがあるうえ、そのような場合であっても容量提供事業者がペナルティを受けることとなり不合理。従って、元々の整理のとおり、低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの入札はリクワイアメントとしないことが、揚水に期待される機能に照らして適切と考える。	容量確保契約約款に記載の通り、揚水発電についても、他の安定電源と同様に低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの市場応札が必要となります。低予備率のコマが複数日にわたって断続的に継続するような場合であっても、夜間等にポンプアップを行い卸電力市場等へ応札ができるよう準備してください。なお、市場応札などに関するリクワイアメント達成に応じた経済的ペナルティは、「広域予備率低下時（需給ひっ迫時）以外」について現時点で設定を行っておりません。ただし、適切に対応していない場合、必要に応じて説明を求められることがあります。
44	10	前日以降の広域予備率低下に伴う供給力提供通知が無い場合、揚水の余力を卸電力市場等へ入札することはリクワイアメントではないとの理解で相違ないか。#15に記載のとおり、揚水に期待される役割に照らすと、リクワイアメントとはしないことが適切と考える。	揚水発電についても、他の安定電源と同様に低予備率アセスメント対象コマ以外のコマへの入札が必要となります。

No.	頁	ご意見	回答
45	10	純揚水に対する発電計画の上限値の設定方法は運転継続時間に相当するコマ数を最大需要や最小予備率時刻に該当するコマを優先的に記載することで良いか。その場合、前日断面からの実運用で上池フルまでの揚水時間の不足などは考慮せず、諸元上の運転継続時間で上限値計画を提出することになるのか。	広域機関システムへ提出する発電販売計画における発電上限・発電計画の登録方法に関して、揚水発電においては運転継続時間に相当するコマ数を最大需要や最小予備率時刻に該当するコマを優先的に記載するようお願いいたします。 なお、その際には上池の貯水残によるkWhを考慮した発電上限値の設定をお願いいたします。詳細は以下の資料を参照してください。  ・発電計画・発電上限値に関するご質問及び回答 https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html また、容量市場システムに登録する発電上限については、アセスメントに活用するため、必要に応じて適宜修正してください。 この点は業務マニュアル「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」に反映いたします。
46	10	#17において、設備諸元における運転継続時間に基づいて発電上限が設定される場合、余力を入札するためには事前に揚水しておくことが前提となる。低予備率アセスメント対象コマが運転継続時間を超えて続く場合や、一旦インターバルが空くものの、運転継続時間を満足できる量を揚水する時間には足りない場合などの理由でリクワイアメント未達成となった場合は、ペナルティ対象となるのか。	リクワイアメント未達成とするか否か等については、個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
47	10	バランス停止機は、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出されるのが翌日計画公表以降であることから、起動に要する時間が間に合う限りにおいて時間前市場での約定を以て起動を行うことで良いか。	バランス停止中の電源に関して、週間計画～翌々日計画断面での広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知が出された場合、容量提供事業者は起動準備をしてください。そのうえで、起動に要する時間が間に合う限りにおいて時間前市場での約定を以て起動してください。
48	10	安定電源の内、貯水池式に該当するものについて、同一水系の発電所を下流に持つ場合、上流の発電所が発電することで下流の発電所が受けきれない場合が多々存在する。この場合は市場供出ししない時間帯についてリクワイアメント対象外となる理解で良いか。	リクワイアメント対象外か否かについては、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
49	10	「バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」について、どういった場合が具体的に確認させていただきたい。 現状、バランス停止している電源についても、スポット市場への入札が求められており、記載の「市場応札の容量を減少」とはなりえないものと認識している。	前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合においては、時間前市場への応札容量を減少させることができますが、ご記載のとおりスポット市場の応札時点では、市場応札の容量を減少できません。
50	10	揚水発電の「運転継続時間のコマ数を上限として入札」について、その時々の上池容量によって運転継続時間は変化するが、上限とするコマ数は事業者の判断で良いか。	本業務マニュアルに記載されている揚水発電所の運転継続時間とは、応札容量算出時に使用した「各月の運転継続時間（応札容量算出用）」を指しますので、その値を上限としてください。
51	10	「なお、以下の場合は市場応札の容量を減少させることができます。」との記載があるが、市場応札の容量を減少させた場合の各エビデンスは残す必要があるのか。また、その場合のエビデンスは設備停止作業票等でよいか。	各エビデンスは容量提供事業者様が異議申立等を行う際に必要となる可能性がありますので、保管してください。 なお、異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者様のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控させていただきます。
52	10	「容量市場システム上の電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」以降において、卸電力市場等が閉場しており余力を入札する市場が存在しない場合」とあるが、GC後にも容量市場システムで登録が必要ということか。	市場応札量等のアセスメントに必要なデータの容量市場システムへの登録は、各期限までに実施願います。 なお、市場応札量の容量市場システムへの登録期限は、実需給月の翌月の第20営業日までとなります。
53	10	「水力発電において、濁水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）」とあるが、「濁水等」とは、自流水発電に限らず、貯水池・調整地でも濁水等による貯水計画の変更等の河川水運用による可能減少も含めてよいか。	「濁水等」とは、自流水発電に限らず、貯水池・調整池式発電でも適用される可能性があります。 個別の事象が該当するか否かは、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
54	10	「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」とあるが、エビデンスはどういったものを想定しているか。	根拠となる資料は容量提供事業者様のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
55	10	「前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象 コマ」という）に対し、入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となります。」とあるが、「その後増加した余力」について具体的に提示して頂きたい。	余力の全量を卸電力市場等に応札した後に相対契約上の計画変更により増加した余力等となります。
56	10	「前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象 コマ」という）に対し、入札可能な市場が存在する場合、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となります。」とあるため、広域予備率低下していない通常時は対象外（第6章におけるアセスメントにおいては、未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象とならない）でよいか。	ご記載のとおりです。
57	10	<1.4.2.2 市場応札の実施> 「容量市場システム上の電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」以降において、卸電力市場等が閉場しており余力を入札する市場が存在しない場合」について、具体例とともに確認させていただきたい。 相対契約上の計画変更締切時間が「実需給日前日15時」の場合、当該締切時間以降に閉場しているのは、「時間前市場」のみである。この場合、リクワイアメントの対象となるのは時間前市場のみであり、スポット市場と需給調整市場はリクワイアメントの対象外となる理解でよいか。	スポット市場、需給調整市場も対象となります。平常時につきましては、スポット市場、需給調整市場にて小売電気事業者等が活用しない余力を応札していただければリクワイアメント達成となります。 一方で、広域予備率低下時につきましては未約定に伴う余力およびその後増加した余力はリクワイアメント対象となりますので、スポット市場、需給調整市場へ応札して未約定だった場合、改めて余力を時間前市場へ応札する必要があります。
58	10	<1.4.2.2 市場応札の実施> 「火力発電において、燃料制約により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）」について、火力発電の燃料制約時はkWhに限られるため、全ての低予備率アセスメント対象コマに入札できない虞があるが、揚水発電の市場応札と同様に、広域予備率の低いコマから優先的に市場応札することが求められるか。それとも火力の燃料制約時の入札コマは、事業者が任意のコマを選択することができるか。	燃料制約により入札できる容量に限られ、全ての低予備率アセスメント対象コマに入札できない場合、可能な限り広域予備率が低い低予備率アセスメント対象コマから入札してください。なお、入札できなかった低予備率アセスメント対象コマについて、市場応札のリクワイアメントは未達成となります。
59	10	<1.4.2.2 市場応札の実施> 「水力発電において、濁水等に伴う貯水量の減少により入札できる容量が減少する場合（ただし、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は除きます）」について、ダムには貯水されているものの将来使用する用途が決まっており、市場に出したことで不経済となる場合も、「濁水等」で読むことでよいか。	ご記載いただいた事例が市場応札の容量を減少させることができる「濁水等」に該当するかについては、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
60	10	<1.4.2.2 市場応札の実施> 「水力発電において、河川法の遵守等に伴い入札できる容量が減少する場合」について、広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合においても、市場応札の容量を減少させることができるという解釈に齟齬ないか。	ご記載のとおりです。
61	10	<1.4.2.2 市場応札の実施> 「前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」について、「（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合」とは、どのような場合を指しているのか。運転中電源の中間負荷(=出力抑制)からの増出力が不経済となるような市場応札(段差制約)の場合は入札量を減少させてもよいとの理解でよいか。	段差制約については、ブロック入札で解消できない場合のみ認められる旨を本業務マニュアル「1.4.2.2市場応札の実施」に追記いたしました。

No.	頁	ご意見	回答
62	10	<p>&lt;1.4.2.2 市場応札の実施&gt;  「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合。」  <u>について、入札容量を減少させることのできる合理的な事由として、平常時・需給ひっ迫時ともに「段差制約」を業務マニュアルに明記して頂きたい。</u>  <u>(過去の制度議論では、段差制約の合理性は認められている)</u></p> <p>参考：第33回制度設計専門会合  <a href="https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/033_07_00.pdf">https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/033_07_00.pdf</a></p>	<p>段差制約については、ブロック入札で解消できない場合のみ認められる旨を本業務マニュアル「1.4.2.2市場応札の実施」に追記いたしました。</p>
63	10	<p>&lt;1.4.2.3 揚水発電の市場応札&gt;  「揚水発電は、小売電気事業者等が活用しない余力の入札準備が完了した段階で当該コマの広域予備率が低いコマから順に、運転継続時間のコマ数を上限として卸電力市場等へ入札を実施してください。」  について、  ・ 数日連続で広域予備率8%割れが生じている場合で、当日よりも翌日の広域予備率が低いことが分かっている場合においても、当日を優先して揚発余力の市場応札を実施することによりか。  ・ 低予備率アセスメント対象コマが連日続いた場合、当日（N日）は運転継続時間を上限に発電可能なkWhを全量市場応札している中で、翌日（N日+1日）低予備率アセスメント対象コマへの市場応札のための揚水池回復ポンプができない状況(※)において、翌日の市場応札のアセスメントの扱いはどうなるのか。 ※ 約定結果を受けてからのポンプ稼働ができない（約定時でポンプ余力がない場合。未約定時でポンプ計画策定までのオペレーション時間が確保できない場合）</p>	<p>当日よりも翌日の広域予備率が低いことが分かっている場合であっても、当日への卸電力市場等へ応札を行ってください。また、夜間等にポンプアップを行い翌日についても、卸電力市場等へ応札ができるよう準備してください。</p>
64	11	<p>1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札について、「卸電力市場等における約定結果が確定する以前にバランス停止から起動する必要はありません。」とありますが、未約定の場合は、バランス停止計画のままよろしいでしょうか？</p>	<p>ご記載のとおりです。</p>
65	11	<p>1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札について、「時間前市場からの札の取り下げは、当該起動カーブ通りに電源を起動ができなくなるタイミングで実施してください。」とありますが、バランス停止計画などブロック入札（歯抜け約定不可）でないと入札できない場合は、スポット取引以降、時間前取引に入札できなくなるがよろしいでしょうか？</p>	<p>資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。  ・ バランス停止中の電源について、時間前市場に入札を行う場合、部分約定やいわゆる歯抜け約定による起動費等の未回収リスクを適切に織り込んで入札価格を設定することは許容されると考えています。  ・ ただし、その際、合理的な説明がつかない高価格の水準での入札を行う場合には、相場操縦行為に該当し得る点、ご注意ください。</p>
66	11	<p>1.4.2.5 「注2 低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。」の記載について、低予備率アセスメント対象コマの入札容量は、当該コマが低予備率アセスメント対象コマと判明した以降に入札した卸電力市場等の入札量のみでよろしいでしょうか？すでに入札が終わっているスポット市場、時間前市場、需給調整市場の入札量は含まれますでしょうか？</p>	<p>低予備率アセスメント対象コマに対する市場応札量の登録値は、「時間前市場に対して、応札した量が落ちなかった分」および「需給調整市場に対しての落ち分」の合計値となります。本業務マニュアル「第7章 アセスメント結果への対応（市場応札）」に追記いたしました。</p>
67	11	<p>「1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札」について、起動準備とは、起動準備のためのコストが生じない範囲での対応と考えて良いでしょうか。  また、事後起動準備をしていたかどうかの確認がなされるのでしょうか。確認がある場合は、どういった書類提出が求められるのか、例示をお願いします。  (理由)  起動準備をする際に、状況によって補機の起動等が必要になり、起動準備のためのコストが生じることも考えられるが、市場の約定結果によって起動することがなかった場合、当該コストの回収が見込めないため。</p>	<p>容量提供事業者が必要に応じて起動準備を行ってください。  起動準備をしていたかどうかは個別のケースに応じて、事後、確認する場合がありますので、当該起動準備を実施していたことが客観的に分かるものをご提出願います。なお、その際の提出書類につきましては、個別のケースに応じて異なりますので、例示は差し控させていただきます。</p>
68	11	<p>「1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札」について、例えば、バランス停止中の電源を時間前市場に応札する場合、1コマだけの約定を前提に応札することは、経済上取り得ません。容量提供事業者が合理的な起動判断するためには、入札価格に起動した場合のコストを機会費用として計上する又は起動に伴うコスト部分を事後精算できる等の措置が必要ではないでしょうか。</p>	<p>資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。  ・ バランス停止中の電源について、時間前市場に入札を行う場合、部分約定やいわゆる歯抜け約定による起動費等の未回収リスクを適切に織り込んで入札価格を設定することは許容されると考えています。  ・ ただし、その際、合理的な説明がつかない高価格の水準での入札を行う場合には、相場操縦行為に該当し得る点、ご注意ください。</p>
69	11	<p>「1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札」について、長時間停止しているユニットで、前日からの起動では低予備率アセスメント対象コマへの起動が間に合わない場合、時間前市場への入札は不要という理解で良いか。</p>	<p>前日以降、広域予備率が低下したと判定されたタイミングによっては、速やかに電源等情報に登録した起動時間に応じて適切に起動したとしてもアセスメント対象容量を満たすことが不可能な場合も考えられます。この場合、広域予備率が低下したと判定された期間に対して、アセスメント対象容量分の市場応札ができなくとも、その状況下において電源が提供できる供給力の最大値を時間前市場に応札してください。</p>
70	11	<p>「1.4.2.5 市場応札結果の報告」について、現在グロスビディングは10月から休止、問題なければ廃止の方向と認識していますが、もし、グロスビディングが継続することとなった場合、市場応札量の算定はどのようにすればよいでしょうか。</p>	<p>グロスビディングが継続することとなり、市場応札量の算定に影響が生じる場合は別途業務マニュアルの更新等でお知らせいたします。</p>
71	11	<p>設備の運用上、任意の時刻に起動することが難しいため、必ずしも低予備率アセスメント対象コマに起動が間に合わない可能性もありますが、その場合にもペナルティが課せられるのでしょうか。  電源の起動時間」の入力方法については、現状公開されていないと認識しており、起動に要する時間をパターン別に入力するものと想定しております。例えば、8時に定格出力となるように合わせて3時間で起動することは可能ですが、それ以外の時刻での定格起動はできない、などを想定しております。</p>	<p>個別の事例を確認し、アセスメントの都度判断いたします。なお、合理的な説明をいただければリクワイアメント達成といたします。  なおまた、実際の起動時間については、「5.1.1.1市場応札量の登録」のタイミングで報告してください。この点は業務マニュアルに反映いたします。</p>
72	11	<p>『容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。』という記載について、「卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡」とはどのような連絡手段や内容を含む必要があるのでしょうか。  容量提供事業者が市場応札量を把握できない状況を指していると想像しますが、日常の運用で「入札可能量」を容量提供事業者が発電契約者へ伝えるというオペレーションを実施していないので、具体的なオペレーションをご教示いただきたいと思います。</p>	<p>連絡手段や内容は事業者同士の協議等により異なると考えられますので、回答は差し控させていただきます。</p>
73	11	<p>「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。」旨記載がある。  このリクワイアメントは、「小売電気事業者が発電可能量通知したが、小売電気事業者が電源を引き受け内などの理由で発電事業者が卸供給契約に基づきリクワイアメント容量まで発電をしなかった場合」でもリクワイアメント達成とみなされるのか明記してほしい。</p>	<p>ご記載いただいたケースが、「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合」に該当する場合は、リクワイアメント達成となります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
74	11	注1「…例えば、問い合わせの結果、電源等情報の登録時に容量市場システムへ提出した『電源の起動時間』と比べて起動に時間を要することが理由で卸電力市場等に入札できなかった場合、本機関はバランス停止から適切に起動していないと判断し、卸電力市場等に入札していない容量をリクワイアメント未達成量とします。」とありますが、第87回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会資料においては、当日・翌日の判定で初めて需給ひっ迫と判定される場合はそれ以降の市場応札がない場合でもその理由をヒアリングし、ペナルティが発生しないことがあると記載されています。注1の記載はこの議論を反映したものだと思いますが、注1以外の事由においても、「登録された起動時間と比べて時間を要すること」が理由でなければペナルティが発生しないこととなるのか、発生する場合はどのような要件がペナルティ対象外となるのかを具体的に記載をいただけないでしょうか。	ペナルティ対象外となる要件は個別のケースに応じて、都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
75	11	スポット市場や需給調整市場へ応札してもなお運転予定のない火力機（待機予備力）でも、低予備率コマと判定されると時間前市場に応札することが求められております。時間前市場はザラバであり、起動費や最低運転時間分の固定費等コストベースで値付けを行うが、仮に低予備率コマが1コマのみであった場合、kW当たりの単価が高額となることも想定されます。コストベースで説明が可能な単価であった場合、仮にその単価がインバランス料金の上限を超えるような時でも時間前に入札する認識でよろしいでしょうか。	資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。 ・バランス停止中の電源について、時間前市場に入札を行う場合、部分約定やいわゆる歯抜け約定による起動費等の未回収リスクを適切に織り込んで入札価格を設定することは許容されると考えています ・御指摘のように、時間前市場への供出が求められる時間帯が1コマのみの場合等において、起動費等を織り込むことで、売入札価格がインバランス料金の上限よりも高くなる可能性も排除されないと考えています ・一方で、合理的な説明がつかない高価格の水準での入札を行う場合には、相場操縦行為に該当し得る点、ご留意ください
76	11	同一地点の発電所等、2台以上の電源が設置されている箇所、一方の起動中に他方の起動ができない設備上の制約がある場合、需給ひっ迫時に起動が必要となった際はその制約を考慮して入札していればアセスメントは達成されていると判断されるのでしょうか？ ※電源の起動パターン登録画面では「起動～並列」と「並列～容量確保契約容量到達」の時間入力を求められていますが、設備上の制約で電源の同時起動ができない場合には、「他電源起動～当該電源起動」の時間を「起動～並列」に含めて登録するのでしょうか？	2台以上の電源が設置されている箇所、一方の起動中に他方の起動ができない設備上の制約がある場合、その制約を考慮して入札していればリクワイアメント達成となります。なお、起動時間の登録については、業務マニュアル「5.1.1.1市場応札量の登録」に反映いたします。
77	11	起動準備とは何を指すのか。通常、発電所は起動指令を受けてから並列準備作業を行っていくため、市場での約定が確定してから起動準備＝起動指令となるのではないかと。それとも、起動準備とは起動指令の取り消しができる前提で、低予備率アセスメント対象コマに間に合うように起動指令を行うことと言っているのか。その場合、市場にて約定せず、並列取り消しとなった際は、起動準備中止に伴う経済的損失が発生する。それに対する保証はあるのか。	起動に必要な準備として事前に実施すべきことがある場合、容量提供事業者にて必要に応じて実施願います。仮に経済的損失が発生したとしても、補償はありません。なお、不経済となるようなバランス停止からの起動は実施する必要はございません。
78	11	広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知は誰がいつまでに発出するのか。資料上は翌日計画公表断面と読み取れるが、週間断面での通知もあり得るのか。	広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知は週間～翌日計画公表前に周知いたします。この点は業務マニュアルに反映いたします。  詳細は以下の資料をご確認ください。 第87回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料1 <a href="https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2023/files/chousei_87_01.pdf">https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2023/files/chousei_87_01.pdf</a>
79	11	電源の起動時間は発電機の状態（HOT、WARM、COLD）によって異なるが、どれを登録すれば良いか。	電源の起動時間は使用する頻度の高い順から起動時間を登録してください。アセスメント算定諸元登録の際に、実需給月に広域予備率が低下したと判定されたコマに対してバランス停止から起動した場合の手続きを業務マニュアル「5.1.1.1市場応札量の登録」に追記しておりますので、こちらもご確認ください。
80	11	バランス停止中の電源に関して、低予備率アセスメント対象コマの登録は当該コマが発生した以降の卸電力取引市場に入札した量を登録することとあるが、バランス停止機については第65回制度設計専門会合スラ4の3ボツ目にて、「現行の時間前市場はザラバ方式であるため、市場取引を通じた火力電源の起動台数変更は事実上困難。ブロック入札が可能なシングルブライズオークションの導入が必要」との見解が出ているにもかかわらず、業務マニュアルでは時間前市場からの札の取り下げは当該起動カーブ通りに電源が起動できなくなるタイミングで実施してくださいとの記載があり、実態を反映していないため削除すべきと考えるがいかがか。	資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。 ・バランス停止中の電源について、時間前市場に入札を行う場合、部分約定やいわゆる歯抜け約定による起動費等の未回収リスクを適切に織り込んで入札価格を設定することは許容されると考えています。 ・ただし、その際、合理的な説明がつかない高価格の水準での入札を行う場合には、相場操縦行為に該当し得る点、ご留意ください。
81	11	現状の全量入札では、火力機がCOLD状態にある場合、SP約定結果を確認してから起動指令をだしても間に合う時間帯を追加起動売りしている。発電機の状態によっては、前日10時のSP約定判明後に起動しても間に合わない場合あり。こういった場合は、SP市場応札を行わないことになるが、容量市場のリクワイアメントでは、そのような電源はどうあるべきとしているのか。事業者が不経済であったとしてもHOTキープ状態を確保する必要があるのか。	必ずしもHOT状態をキープしていただく必要はありませんが広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知が出された場合、容量提供事業者は起動準備をしてください。また平常時においても市場応札のリクワイアメントはございます。なお、市場応札量を減らすことができる条件等もございますので適切にご対応ください。
82	11	貯水池式水力および調整池式水力については、河川水の運用制約等により市場応札が事実上困難であるため、市場応札控除要件の「濁水等に伴う貯水量の減少」「河川法の順守等」「その他やむを得ない理由」に該当すると考えるが、アセスメントの異議申し立てにより毎月客観的書類を提出するのではなく、初回の実受給前、あるいは年度初めに運用等に関する資料を提出することとできないか。 事実上困難な理由 ・貯水池式水力は、発電用途だけでなく、他の利水目的（漁業・農業・治水等）にも利用されており、様々な運用制約がある。そのため、河川水運用や気象を考慮した運用計画により使用量を決定し、原則、計画通りに運用を行う必要があり、市場応札により計画以上の水を使用すると、他の利水等に影響を及ぼす。 ・調整池式水力は、前日の使用水量計画に基づき、1日に使用可能な水量の中でピーク立て運用するものであり、基本的には市場応札し得る余力が発生しない。	事前に理由を確認し、リクワイアメント対象外とすることは現時点では想定しておりません。リクワイアメント未達成か否かについては、アセスメントの都度、確認させていただきます。なお、貯水池式水力、調整池式水力についても小売電気事業者等が活用しない余力がある限りは、供給指示に対応していただく必要があります。
83	11	「低予備率アセスメント対象コマ」に起動カーブ（停止カーブ）中でもよいか。また、例えば火力における排ガス測定などの作業等を実施していても問題ないか。	広域予備率が低下したと判定された期間のうち、起動カーブ中等によりアセスメント対象容量を下回るコマにおいても、電源が提供できる供給力の最大値を時間前市場に応札してください。排ガス測定などの作業等で出力低下の容量停止計画を提出していたとしても、停止していない場合はその時の余力を応札してください。
84	11	<1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札> 「バランス停止中の電源に関して、広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知が出された場合、容量提供事業者は起動準備をしてください。広域予備率低下に伴う供給力提供通知が出された場合は、卸電力市場等に市場応札してください」 について、「起動準備」とは具体的にどのような行為を指すのか。時間前市場に起動カーブを作成のうえ入札することを指すのか。 供給力提供準備通知は、24年度の翌々日計画は2点であるが、その2点のコマに間に合うように起動カーブを作成し、入札すればよいのか。例えば、前日断面に通知される低予備率アセスメント対象コマは48点となるが、その時点で翌々日計画の2点より早いコマで低予備率アセスメント対象コマとなった際、ペナルティとなるのか。	供給力提供準備通知が出された場合、必要に応じて起動準備を行ってください。 なお、翌々日計画の2点より早いコマで低予備率アセスメント対象コマとなった際に、必ずしもペナルティとなるわけではありません。
85	11	<1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札> 「（卸電力市場等における約定結果が確定する以前にバランス停止から起動する必要はありません。なお、市場応札の結果、約定した場合は当該コマに対し、適切に供給力を提供してください。）」 について、市場応札の結果、約定した場合は、約定電源の発電計画に約定量を反映する必要があるか。それとも約定電源以外の電源に供給力を計上することも可能か。	卸電力市場等で約定した電源の発電計画に約定量を反映してください。
86	11	<1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札> 「卸電力市場等へ入札する場合、低予備率アセスメント対象コマに間に合うように起動カーブを作成し、その量を入札してください。」 について、入札すべき対象コマとその量に関して、下記の①のみを入札する認識で齟齬ないか。 ①：[コマ] 低予備率アセスメント対象コマ、[量] アセスメント対象容量までの余力 ②：[コマ] 起動工程、[量] 起動カーブ	前日以降の需給バランス評価で平常時と判断され、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合であれば、低予備率アセスメント対象コマへの応札のみで構いません。応札量は作成した起動カーブに応じて市場への応札を行ってください。

No.	頁	ご意見	回答
87	11	<p>&lt;1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札&gt;  「卸電力市場等へ入札する場合、低予備率アセスメント対象コマに間に合うように起動カーブを作成し、その量を入札してください。」  について、バランス停止中電源の市場応札に関しては、約定時には起動を伴うため、起動費等の機会費用を入札価格に織り込むことが経済合理的な行動だと考えられる。一方で、時間前市場は「ザラバ」であり部分約定がありうるため、機会費用を全額回収できない虞がある。  下記を業務マニュアルに明記頂きたい。  ・ バランス停止中電源の時間前入札価格へ機会費用の織り込みを認めること。  ・ 機会費用を織り込んだ時間前入札価格は相当程度上昇することが考えられるが、不当な高値入札に該当しないこと。  ・ 機会費用取漏れ発生時に事後精算できる救済措置整備  また、現行の時間前市場取引システムでは、機会費用の確実な回収ができず、起動費等の回収漏れが顕在化するため、下記イメージのJEPX取引システムを改修頂きたい。  ・ 最低約定希望量を設定できるようにする。（〇〇MW以上の取引成立がないと約定しないような条件付け等）</p>	<p>資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果、以下のような見解を得ておりますため、時間前市場に適切に入札ください。  ・ バランス停止中の電源について、時間前市場に入札を行う場合、部分約定やいわゆる歯抜け約定による起動費等の未回収リスクを適切に織り込んで入札価格を設定することは許容されると考えています  ・ 御指摘のように、時間前市場への供出が求められる時間帯が1コマのみの場合等において、起動費等を織り込むことで、売入札価格がインバランス料金の上限よりも高くなる可能性も排除されないと考えています  ・ 一方で、合理的な説明がつかない高価格の水準での入札を行う場合には、相場操縦行為に該当し得る点、ご留意ください</p>
88	11	<p>&lt;1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札&gt;  「時間前市場からの札の取り下げは、当該起動カーブ通りに電源を起動ができなくなるタイミングで実施してください。」  について、札取り下げタイミングについてご教示いただきたい。例えば、低予備率アセスメント対象コマに供給力提供するのに10コマ要する場合、当該対象コマの10コマ前に札取り下げを実施すると理解でよいか。</p>	<p>ご記載のとおりです。起動カーブを踏まえ可能な限り応札を続けてください。</p>
89	11	<p>&lt;1.4.2.4 バランス停止中の電源の市場応札&gt;  「注：電源等情報の登録時に容量市場システムへ提出した『電源の起動時間』と比べて起動に時間を要することが理由で卸電力市場等に入札できなかった場合、本機関はバランス停止から適切に起動していないと判断し、卸電力市場等に入札していない容量をリクワイアメント未達成量とします。」  について、通告運用を実施している相対契約電源に関しては、供給力提供通知後に発電計画の見直しを実施する場合、運転通告の変更処理が必要となる。供給力提供通知タイミングが低予備率アセスメント対象コマの時間帯と近い場合に、速やかに通告変更を実施した場合でも供給力提供が間に合わないケースが考えられる。  上記ケースにおいて、供給力提供が間に合わず発生したリクワイアメント未達成量について、事後の異議申立によりリクワイアメント未達の対象外とすることを認めていただきたい。</p>	<p>ご記載いただいた事例がリクワイアメント未達成となるかについては、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。</p>
90	11	<p>&lt;1.4.2.5 市場応札結果の報告&gt;  「注：容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。」  について、容量提供事業者から入札可能量の連絡を受けたものの、発電契約者が卸電力市場等へ入札しなかった場合、容量提供事業者は入札したと見なされるか。容量提供事業者から入札可能量の連絡を受けた発電契約者の具体的な責務をご教示いただきたい。</p>	<p>ご意見いただいた事例が、「容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合」に該当するのであれば、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。必要に応じて、当該連絡内容について確認させていただく場合がございます。  また、容量市場においては、発電契約者に求められるリクワイアメントはありません。</p>
91	12	<p>供給指示への対応に関して、一般送配電事業者からオンライン制御不可能な貯水池式・調整池式発電所については、供給指示への対応が事実上不可能であるため、一般送配電事業者と給電申告書の締結を行わないことは可能か。  あるいは、給電申告書は締結した上で、事前に以下の理由を説明することで、アセスメント対象外とできるか。  理由)  ・ 貯水池式水力は、河川運用上GC以降の増発は困難。  ・ 調整池式水力は、前日の使用水量計画に基づき、1日に使用可能な水量の中でピーク立て運用するものであり、GC以降の増発は困難。</p>	<p>一般送配電事業者からの給電申告書等の締結依頼があった場合については、適切にご対応いただきますようお願いいたします。  その上で、供給指示のアセスメントの際に個別に判断させていただきます。</p>
92	14	<p>2.1 実需給期間中の容量停止計画登録の概要について、容量停止計画に追加・変更があった際の容量市場システムへの登録・修正は「都度」と記載されていますが、  ● 作業停止計画システムではN-2月にならないと、N月の月間計画が登録できない制限がありますが容量市場システムではそのようなシステム制限はないということでしょうか？  「OCCTOの月間作業停止計画からの変換」ではなく、直接CSVでのアップロードをする際に、制限の有無がないかを伺いたいです。  また作業の開始日のみならず、終了日を過ぎた場合に変更の提出がブロックされる等ございましたらご教示ください。  ※ 同月内に応札単位内で複数の計画があった場合、1つの計画に変更が入ると、端数処理の考え方から、終了済みのその他計画の出力可能容量の計算にも影響があるのではないかと危惧しております。  ● 現状、容量市場システムの稼働時間が原則、平日9時～18時となっているかと思いますが、夜間休業日の提出は不要でしょうか？平日提出で良い場合、事後提出となりますが、作業終了済みの計画も提出が必要でしょうか？その場合は、何営業日以内に提出すればよろしいでしょうか？</p>	<p>実需給期間中に、容量市場システムへ容量停止計画を直接アップロードする際に、「N-2月にならないと、N月の月間計画が登録できない」、「作業開始日、作業終了日を過ぎた場合に編子の提出がブロックされる」といった制限はございません。（アセスメント確定後の実需給分のものは登録・変更不可）  出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。  また、実需給年度においても容量市場システムの稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。作業終了後に計画内容に変更があった場合の事後提出は可能です（可能な限り迅速に提出願います。）。計画提出時期によるペナルティの有無については「容量市場実務説明会（リクワイアメント対応）（対象実需給年度2024年度）」JP13、14に記載がございます。（10月25日先行回答分）</p>
93	14	<p>N-1年度3月の容量停止計画から実需給期間の4月分の変換は実施していただけるとあり、5月分以降は、容量提供事業者で登録とありますが、5月～翌3月までの全ての計画を4月に登録することでしょうか？作業停止計画システムの月間提出のように、N-2月分までしか提出できないなど、システム的に追加・変更が提出できないタイミングがあればご教示ください。  また、作業停止計画において、年度内の月間提出対象外の作業開始日時を延期する場合、月間では変更できませんので、提出出来るタイミングまで変更待ちとなりますが、備忘として、容量停止計画のみ変更しておくことは可能でしょうか？</p>	<p>「2.3作業停止計画（月間）からの変換」は本機関で容量市場システムへの登録を希望される方について、2024年4月分を含め、毎月実施いたします。「2.2容量停止計画の登録」については、通常、事業者様にて実施いただけますが、2024年4月分については本機関にて、容量市場システムに登録いたします（2.2.1 注意書きのとおり）。5月分以降の「2.2容量停止計画の登録」について、5月～翌3月までの全ての計画を4月に登録する必要はありません。N-2月にならないと提出できないといった制約はなく、容量停止計画の修正・提出期限までであれば登録可能です。ご記載のとおり、備忘として、容量停止計画のみ変更することも可能です。（10月25日先行回答分）</p>
94	14	<p>2.1 N-1年度3月に実需給2年度前に登録された容量停止計画を実需給向けに変換いただけるとのことですが、なるべく早い時期の変換登録を要望します。  流通設備作業に伴う系統制約量の修正など、事業者での修正作業が発生することが予想されますので、作業時間を確保したいという意図です。</p>	<p>現時点では、実需給2年度前に登録された容量停止計画の変換時期は実需給年度前年度3月となっております。いただきましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。（10月25日先行回答分）</p>
95	14	<p>実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録」とのことですが、  ● 変換後の登録状況は「初回登録」で登録されますか？「変更」で登録されますか？その他の値ですか？  ● 容量停止計画IDは新規に附番されますか？元のIDを引き継ぎますか？  ● 容量停止計画IDを引き継ぐ場合、毎日作業は日ごとに分割して提出が必要とのことですが、開始日のデータが容量停止計画IDを引き継ぎ、次の日～終了日までのデータは新規で容量停止計画IDが附番されるイメージでしょうか？</p>	<p>実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録する際の取扱いはい以下のとおりです。  変換後の登録状況は「回数1で登録（初回登録）」、容量停止計画IDは元（2年度前の計画）のIDを引き継ぎます。実需給2年度前に登録された容量停止計画は、そのまま引き継がれるため、毎日作業として登録される場合は、引き継がれた容量停止計画の修正や新規の容量停止計画の提出が必要となります。引き継がれた容量停止計画は、元のIDを引き継ぎますが、新規の容量停止計画は新たにIDが附番されることとなります。（10月25日先行回答分）</p>
96	14	<p>実需給前の容量停止計画の提出は別途定める供給計画と同様の提出と認識しており、土日休業日の作業停止計画について容量停止計画は提出不要となっておりますが、実需給前では、月間計画から、全ての日を計画提出となるなど、提出範囲に変更はありますでしょうか？  （実需給期間は、土日のみの全停止作業および出力低下作業もリクワイアメントが8740コマ＝180日以内なので、全ての日の作業を提出と想定しています。）  また、月間断面から、N-2年度で提出してない件名は、新規登録となると想定しておりますが、認識は合ってますでしょうか？</p>	<p>ご記載の通り、実需給期間中は休日等の軽負荷時に実施される作業等を含む電源等の停止・出力低下についても、容量停止計画を提出してください。  また、N-2年度で提出していない容量停止計画は、新規登録となります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
97	14	リクワイアメント管理概要資料(日数カウント)で「容量提供事業者は、電源等の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源が停止又は出力低下により、電源等の供給力を提供出来ない場合、原則、実需給月の前月末までに容量停止計画を容量市場システムに提出してください」、 「前月末以降に、容量停止計画の追加・変更が発生した場合、その都度、容量停止計画を提出してください」とありますが、ここで言う「電源等の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源が停止又は出力低下」とはN-2年度の容量停止計画の依頼(提出)対象 (「電源等の維持・運営に必要な作業」=定期補修および中間補修、「その他の要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画」=流通設備作業等)と同じ認識(=停止作業(定期補修等))でよろしいでしょうか？	2年前に行う容量停止計画調整の際の容量停止計画の定義とは異なります。 本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしました。
98	14	N-2年度の提出対象である「電源等の維持・運営に必要な作業」=定期補修および中間補修、「その他の要因に伴い電源等が停止又は出力低下する計画」=流通設備作業等に、加え、出力低下の作業も提出する場合、出力上限値または出力指定値を作業停止計画では提出できると思いますが、実需給期間中の容量市場システムでは、出力制約の値を入力することはできませんか？ 出力制約の値を入力できない場合、カーブ指定の運用制約はどのように出力可能容量を求めて提出するべきかご教示ください。	実需給期間中の容量市場システムでは、出力制約の値を入力できません。 出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) でご提出ください。
99	14	容量停止計画について、毎日作業(×月×日●時●分～○月○日×時×分；毎日停止)の場合、実需給期間中のリクワイアメント(コマ管理)とすると、月間で1件(出力可能容量)ではなく、1日単位で、切り分けて提出する必要があると認識しております。 N-1月10日までに、OCCTOの月間作業停止計画からの変換をお願いした場合、OCCTOに提出している「停止区分」を参考に、毎日作業は容量市場システムに1日ごとの値に分割して登録いただける認識でよろしいでしょうか？	毎日作業に関する容量停止計画について、N-1月10日までに、本機関にて月間作業停止計画からの変換を実施する場合、「停止区分」を参照せずに「作業開始日時」と「作業終了日時」まで連続作業しているものとして変換いたします。そのため、毎日作業の場合に変換を希望される場合は、変換・登録後の容量停止計画を確認していただき、適宜変更をお願いします。または、変換せずに新規での容量停止計画の登録をお願いします。 (10月25日先行回答分)
100	14	実需給2年前に提出した容量停止計画が変更になった場合、実需給期間に入るまでは「容量停止計画の調整」のアセスメントの対象になるとの認識ですが、実需給期間に入った後に計画変更となった場合、「容量停止計画の調整」のアセスメントの対象になるのでしょうか。	「容量停止計画の調整」のアセスメントの対象とはなりません、容量停止計画の提出時期の妥当性審査で意図的に2年前に容量停止計画を提出していないことが判明した場合等においては容量確保契約約款等に基づき適切に対処いたします。
101	14	「表2-1容量停止計画登録作業の概要」について、「実需給2年度前に登録された容量停止計画」を変換し、容量市場システムへ登録していただけるが、2年度前の調整以降にやむを得ない理由により追加・変更した容量停止計画も変換していただけることでよいか。	月間での作業停止計画に関しても変換を希望する場合は、容量停止計画へ変換いたします。 本業務マニュアル「2.3 作業停止計画(月間)からの変換」をご確認ください。
102	14	「都度」登録すると記載があるが、容量市場システムの稼働時間は延長されるのか。(現状は平日日中のみ稼働と認識)	実需給期間向けに機能追加される容量市場システム(実需給期間向け)についても、稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。 (10月25日先行回答分)
103	14	実需給期間中における対象となる容量停止計画はどれが該当するのか。作業全てが対象か、それとも2年前に行う容量停止計画調整の考え方に準じるのか。	実需給期間中の容量停止計画については、2年前に行う容量停止計画調整の際の容量停止計画の定義とは異なります。 本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしましたので、ご確認ください。
104	15	2.1 広域受付番号が同一の作業停止計画について、作業停止計画(年間)から容量停止計画(実需給年度)へ変換した後に、作業停止計画(月間)の作業期間を変更し、作業停止計画(月間)から容量停止計画(実需給年度)への変換をした場合、容量市場システム上では広域受付番号が同一の作業停止計画に対して作業期間の異なる2つの容量停止計画が存在する認識で相違ないでしょうか？その場合、事業者が作業期間変更前の容量停止計画を削除する必要があるという認識でよろしいでしょうか？	ご記載のとおり、広域受付番号が同一の作業停止計画について、作業停止計画(年間)から容量停止計画(実需給年度)へ変換した後に、作業停止計画(月間)の作業期間を変更し、作業停止計画(月間)から容量停止計画(実需給年度)への変換をした場合、容量市場システム上では広域受付番号が同一の作業停止計画に対して作業期間の異なる2つの容量停止計画が存在することとなります。作業期間変更前の容量停止計画を削除いただく必要がございます。 (10月25日先行回答分)
105	15	作業停止計画(月間)から容量停止計画へ変換していただけるとのことだが、2年前の容量停止計画で提出済みの作業と同一作業である場合、重複登録されない理解でよいか。重複登録されてしまう場合、紐づけ情報提出時に作業停止計画(月間)から2年前の容量停止計画で提出済みの作業を控除しなければならぬか。重複登録されない場合、2年前の容量停止計画で出力可能容量を変更している際において出力可能容量は保持される理解(リセットされない)でよいか。	2年前の容量停止計画で提出済みの作業と同一作業である場合は別の容量停止計画として登録されます。そのため、ご指摘のとおり2年前の容量停止計画で提出済みの作業を取消してください。この点は、業務マニュアルに反映いたします。
106	16	2.2.1 容量停止計画の登録 注：「5月分以降の容量停止計画については、システムの運用開始後に容量提供事業者にてシステムから登録してください。」と記載があります。説明会でも、容量市場システム(実需給前向け)と、容量市場システム(実需給期間向け)と記載わけがありましたが、実需給2年前と実需給期間中のシステムは別ということでしょうか？その場合、現行のログインIDとは別のログインIDが必要になりますでしょうか？それとも同じ入り口で別メニューといったイメージでしょうか？	現在稼働中の容量市場システム(実需給前向け)に対して、2024年4月から容量市場システム(実需給期間向け)の機能が追加されます。後者に関するログインIDも現行と同内容になり、後者の機能を使用する際も前者からログインいただく形となります。 (10月25日先行回答分)
107	16	実需給2年前のシステムの稼働時間が原則、平日9時～18時となっているかと思いますが、実需給期間中のシステムの稼働時間に制限はありますか？	実需給期間向けに機能追加される容量市場システム(実需給期間向け)についても、稼働時間は原則、平日9時～18時となっております。 (10月25日先行回答分)
108	19	出力可能容量は、実需給2年前の容量停止計画調整業務と同様、月平均値を基本とした値か。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 (10月25日先行回答分)
109	19	実需給断面の出力可能容量はどのように取り扱われるのか。実需給2年前の出力可能容量と同じなのであれば、本項目では容量停止計画提出コマの確認のみになり、出力可能容量の記載は不要なのではないか。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 (10月25日先行回答分)
110	19	実需給断面において、容量停止計画を追加・変更した結果、そのタイミングによりペナルティの倍率が5倍に加算されることは別に、容量停止計画を追加・変更すること自体はペナルティの対象ではないと理解して相違ないか。	ご記載の通り、容量停止計画を追加・変更すること自体はペナルティの対象ではありません。ただし、登録・変更された容量停止計画の提出時期が妥当でない場合等においては、ペナルティを科す場合があります。
111	19	CSV一括登録では毎日作業をうまく反映できないと思われるが、登録終了後、毎日作業については事業者側で修正が必要か。そうであるならば、非常に手間であるため、登録様式に連続、毎日の区分を設け事業者負担が減るよう配慮いただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
112	19	容量停止計画の登録・修正について、2年前に登録した計画を一括削除し、月間作業計画を一括登録できるようにしていただけないでしょうか。または、実需給2年前に登録されたデータを実需給向けの容量市場システムに移管せず、作業停止計画(月間)を一括登録できるよう対応できないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
113	20	2.2.1.2 容量停止計画の登録(CSV一括登録)について、実需給2年前と同様に、月を跨ぐ作業停止計画について、容量停止計画では、月単位に分割且つ出力可能容量の提出は必要でしょうか？出力可能容量の提出が必要な場合、毎日作業が1日ごとに分割したデータになるなどありますが、端数処理はどのように考えればよろしいでしょうか？	容量停止計画の登録(CSV一括登録)について、実需給2年前とは異なり、月を跨ぐ停止計画の分割は不要です。出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。 (10月25日先行回答分)
114	20	2.2.1.2 容量停止計画の登録(CSV一括登録)について、実需給2年前と異なり、実需給期間中はコマ単位で提出とありますが、CSV項目は、作業開始・終了日時とあり、コマ単位の提出イメージをご教示ください。 また、コマ単位の場合、CSV項目の出力可能容量(出力低下量)について、コマ単位での提出が必要でしょうか？	CSVには作業開始日時・作業終了日時を記載いただき、コマ毎の提出は不要です。出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形 (「,」) でご提出ください。出力可能容量はコマ単位の変更も不要です。

No.	頁	ご意見	回答
115	20	2.2.1.2 容量停止計画の登録（CSV一括登録）について、出力可能容量の提出が必要とすると、実需給期間中も供給信頼度の公表はありますでしょうか？	広域予備率は公表しておりますが、実需給期間中に、容量停止計画の内容を踏まえた供給信頼度の公表はいたしません。 なお、出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。出力可能容量はコマ単位の変更も不要です。
116	20	2.2.1.2 容量停止計画の登録（CSV一括登録）について、実需給2年前と比較しCSV項目として「電源等差替ID」と「差替元電源等識別番号」が増えていますが、差替契約がない場合は空白でよろしいでしょうか？	「電源等差替ID」と「差替元電源等識別番号」は電源等差替契約がない場合も、CSVデータ読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）で入力してください。この点は業務マニュアルに反映いたします。
117	20	「㉑作業開始年月日」、「㉒作業終了年月日」は実需給2年度前の容量停止計画と同様、月毎の入力ということで良いでしょうか。（例 4/15～5/15の作業がある場合、5月分に登録するのは5/1～5/15。）	容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能です。この点は業務マニュアルに反映いたします。
118	20	容量停止計画の登録内容に「作業開始時分」「作業終了時分」を登録する部分がありますが、ここまで細かい単位で入力を求めるのはどういった理由からでしょうか。業務上の負荷が高いため、可能であれば日単位の登録とすることをご検討いただけないでしょうか。また、こちらで求められる時分は、「系統から解列/系統へ併入するタイミング」か「作業に伴い出力が低下し始める/上昇し始める時分」、どちらでしょうか。	コマ単位でリクワイアメント未達成量を算定するためであり、日単位の登録とすることはできません。 作業停止計画における作業開始時分および作業終了時分としてください。
119	20	「㉓電源等差替ID」「㉔差替元電源等識別番号」の2項目は、2022年度に容量停止計画登録した際には存在しなかった項目ですが、今回追加されたのでしょうか？また、今後も項目が変更される予定でしょうか？事業者側のシステム化へも影響があるため、項目については早期に固めていただきたいです。	ご記載の2項目は、今回追加された項目になります。現時点で、さらなる項目変更は予定しておりません。（当該2項目は、2024年4月以降、「2年度前の停止計画調整時」においても追加項目となります。）（10月25日先行回答分）
120	20	表2-2 容量停止計画 CSV の記載項目の内、入力必須となる項目を記載していただきたい。	ご記載いただきました、容量停止計画CSVの入力必須項目については、業務マニュアルに反映いたします。（10月25日先行回答分）
121	20	㉕枝番は、どのようなときに活用するものか。	複数号機ある場合の、号機の判別に使用します。電源等情報詳細画面の詳細情報一覧の枝番に合わせて入力してください。（10月25日先行回答分）
122	20	㉖について、発電機停止を伴わない作業は作業停止計画を登録していないため広域受付番号の付与を受けていない。そのため、広域受付番号を持たない停止計画を容量市場システムに登録する場合はブランクで良いか。	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。（10月25日先行回答分）
123	20	㉗出力可能容量は、容量抛出处が低下した場合のみ登録可能で良いか。それとも、容量抛出处に関係なく出力可能容量の登録が必要となるか。 例) 1000MWの発電機で容量契約値が800MWの場合、900MWまで出力可能量が低下する作業の登録は必要か。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。 なお、ご記載いただいた例においても容量停止計画の提出が必要となります。
124	21	初回の登録の場合、「実需給年度・対象月_ファイル種別_電源等識別番号_A 枝番.csv」とあり、更新する場合、「実需給年度・対象月_容量停止計画_電源等識別番号_A 枝番_R 更新回数.csv」とありますが、N-2年度に提出したものが初回登録として登録されるのか、もしくは、実需給期間に、あらためて初回登録が必要なのか当方システム開発も必要なため、ご教授ください。 また、容量市場システム（実需給前向け）では、「R更新回数」が同じものをアップロードしても、前回提出した値+1以上の値を設定してもシステム上問題ないと、個別質問させていただいた際に回答いただいておりますが、容量市場システム（実需給期間向け）も同様の認識でよろしいでしょうか？	実需給2年度前に登録された容量停止計画を、本機関にて実需給期間向けに変換し容量市場システムに登録する際、変換後の登録状況は回次1で登録（初回登録）となります。この点は、業務マニュアルに追記いたします。 「R更新回数」が同じものをアップロードしても、前回提出した値+1以上の値を設定してもシステム上問題ありません。
125	21	2.2.1.2 実需給期間中の容量停止計画における「出力可能容量」の計算方法をご教授ください。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。
126	21	系統制約等の容量停止計画が必要な場合、「㉘広域受付番号」はどのように記載するのでしょうか。（実需給2年前と同様、「zzzzzz」と入力するのでしょうか。）	広域受付番号については、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。（10月25日先行回答分）
127	21	「㉙出力可能容量」は、本マニュアルによると、実需給でのアセスメントの算定には使っていないと思われるため、入力を省略することは可能でしょうか。	出力可能容量については、実需給2年前の容量停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。）この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。（10月25日先行回答分）
128	21	「㉚登録区分」に「3：取消」があるが、実需給期間向けの容量停止計画は、CSV登録による取消が可能ということでしょか。（実需給2年前の容量停止計画は、CSV登録による取消が出来ないため確認させてください。）	ご記載のとおり、実需給期間向けの容量停止計画は、CSV登録または画面操作による取消が可能です。（10月25日先行回答分）
129	21	容量停止計画を更新する場合のファイル名について記載がありますが、すでに登録していた工事計画が変更となり、月をまたいだ日程になった場合、各月の計画は初回登録・更新どちらで登録するべきでしょうか。 例) 7月1日～7日の工事予定だったところが6月27日～7月3日の工事に変更になった場合、6月、7月のそれぞれはどういった登録をするべきでしょうか。	ご記載の内容に関して、業務マニュアルの「2.2.1.2 容量停止計画の登録（CSV一括登録）」に反映いたしました。
130	21	㉛登録区分について、2年前に容量停止計画を登録する際は新規登録は1とされていたのに対し、実需給時は新規登録が4となるのは何故でしょうか？ 運用者目線では、同じ新規登録であってもシステム側で登録区分が異なっていると煩雑になるので、統一頂けないでしょうか。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。（10月25日先行回答分）
131	21	「CSVファイルは、txt形式で編集」と記載がありますが、拡張子を.txt形式に直すものと誤解してしまわないよう、「（メモ帳等の）テキストエディタで開いて編集する」ことを明記したほうがよいと考えます。 ※以降、同様の記載がある箇所はすべて同じ。	ご記載の内容について、業務マニュアルに反映いたします。
132	21	2年前の容量停止計画登録の際と同様に、複数電源の変更を1つのCSVファイルにまとめて提出することは可能でしょうか？ 可能であるならその旨と、その場合のファイル命名規則（一番上に記載されている電源の電源等識別番号を用いること）を明記頂けないでしょうか。	容量停止計画の一括登録CSVは複数の電源を一括しての登録が可能です。容量停止計画の一括登録CSVについて、複数の電源を一括して登録する場合、ファイル名に記載する電源等識別番号はCSVの先頭行の電源等識別番号を記載ください。本内容は業務マニュアルに反映いたします。（10月25日先行回答分）
133	21	作業停止計画（月間）の変換登録希望を行わない場合、広域受付番号の入力は必須か。	作業停止計画（月間）の変換登録希望を行わない場合、広域受付番号の入力は不要ですが、CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。（10月25日先行回答分）
134	21	出力可能容量について、具体的な算定方法を記載いただきたい。実需給の2年前に行う容量停止計画は平均補修、調整係数の考え方等供給計画をベースとしたものであったが、実需給についてはどのようなものか具体例を記載いただきたい。また、出力可能容量は年間調整のEUE評価に必要な数字であると認識しており、実需給断面では用途が無いと史料。実需給断面では全作業の登録が必要という前提であった場合、業務量削減の観点から出力可能容量の登録は不要としていただきたい。	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,,」）でご提出ください。
135	23	2.2.1.3 容量停止計画の登録における、「必要に応じて容量停止計画の登録・修正が必要と判断したエビデンス」には、社内の別部署が作成した資料も含まれる認識でよろしいでしょうか？	修正が必要と判断した根拠となる資料を提出いただければ問題ありません。 提出いただいた資料を確認し、個別に判断いたします。

No.	頁	ご意見	回答
136	23	2.2.1.3 容量停止計画の登録において、「必要に応じて容量停止計画の登録・修正が必要と判断したエビデンスを提出してください」とありますが、どのような場合にエビデンス提出の必要が出てくるのでしょうか？広域機関より依頼があるのか、事業者判断で良いのかをご教示ください。	発電設備自体の作業停止等ではなくその他要因（流通設備の計画的な作業実施や従来からの地元自治体との協定等）に伴い電源等が停止または出力低下する場合、必要に応じエビデンスとなる添付資料をアップロードしてください。この点は業務マニュアルに反映いたします。
137	23	例えば、応札時点から実需給年に至るまでの機器の不具合や経年劣化等に伴う送電端出力の減少や発電事業者の責によらない原因により新たに生じた出力制約等について、年間を通じて当該減少量の停止計画を提出することは認められるのでしょうか。	年間を通じて、契約容量の供給力が提供できなくなった場合は、その容量分について、市場退出の申し出をしていただきますようお願いいたします。また、このような事象が発覚した際には速やかに本機関へご連絡・ご相談していただきますようお願いいたします。その経緯および状況に応じて、個別に判断させていただきます。
138	23	「㉑㉒作業開始日時」と「㉓㉔作業終了日時」の更新・修正についてしか記載されておりませんが、㉕広域受付番号や㉖出力可能容量(kW)等の更新・修正は可能でしょうか？不可の場合、容量停止計画を削除した後に別件として新規登録することになるのでしょうか？その場合、容量停止計画の提出タイミングは、新規登録し直したタイミングでペナルティの1倍or5倍の判定がされるのでしょうか？	容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。出力可能容量について、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。広域受付番号について、事業者が容量市場システムに容量停止計画を直接登録する場合は使用しません。CSVデータの読み込み上の項目としては必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。この点につきましては、業務マニュアルに反映いたします。容量停止計画の提出タイミングは、「㉑㉒作業開始日時」としくは「㉓㉔作業終了日時」の更新・修正を行ったタイミングでペナルティが1倍or5倍の判定を行います。
139	24	容量市場システムから直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」を直接更新と記載がありますが、修正の対象は「作業開始日時」と「作業終了日時」のみということでしょうか。その他の項目は修正対象外なのでしょうか。	容量市場システムの容量停止計画確認・変更画面から直接、容量停止計画を修正する場合、「作業開始日時」、および「作業終了日時」のみ修正可能です。（10月25日先行回答分）
140	25	広域機関システムへの作業停止計画提出時と同様に、容量停止計画を提出した際は、登録結果（OKorNG、NGの場合はNGの内容）についてメールで通知いただけないでしょうか。	正常に登録された場合のみ、メールが送付されます。「一括登録・変更結果確認画面」にて「登録結果」が「NG」と表示されている場合は正常に登録されていないため、「エラー情報CSVファイル」の内容を確認して容量停止計画のCSVファイルを修正してください。詳細については、本業務マニュアル「2.2.1.4容量停止計画の登録結果の確認」をご確認ください。
141	26	2.2.1.4 容量停止計画の登録結果の確認について、登録が完了した旨のメールが送付いただけますが、その他メール送付も含めて、現状、容量市場システムのアカウントが、1事業者10アカウント（管理者2アカウント）のみとなっており、メインオークション対応や実需給2年前対応に加え、実需給対応する場合、対応部署が増えますので、アカウントの増加のご予定はありますでしょうか。	現時点で、容量市場システムについて、アカウント数の増加や同一アカウントで複数ログインが可能となる仕様とする予定はございません。いただきましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。（10月25日先行回答分）
142	27	登録NGの場合はメール通知がこないのか	正常に登録されなかった場合のメール通知はございません。正常に登録されていない旨が画面に表示されますのでご確認ください。（10月25日先行回答分）
143	29	<表 2-6 容量停止計画CSVの記載項目> 容量停止計画の登録にあたり、発電機の起動停止（負荷変化）工程は、作業開始時分・作業終了時分に含めるのか。 または、起動停止工程は、別途、容量停止計画を登録する必要があるのか。	容量停止計画にかかる作業開始時分・作業終了時分の考え方は、作業停止計画と同様です。（10月25日先行回答分）
144	30	容量停止計画CSVファイルはtxt形式で編集となっているが、作業性が非常に悪くミスが発生しやすい。エクセルで編集できるよう補助ツールの提供を希望する。（その他容量市場システムに登録が必要な案件全てにおいて補助ツールを希望）	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
145	34	流通設備の停止等による抑制・停止についても、容量停止計画提出が必要と読めますが、発電事業者の責ではない抑制・停止について、発電事業者が容量停止計画を提出する理由は何かでしょうか。	実需給年度において、供給力の維持に係るリクワイアメントを満たしているかを確認するために提出を求めています。この点は、本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」に反映いたします。
146	34	「2.3.1.1 作業停止計画（月間）の変換登録希望」について、作業停止計画から容量停止計画への変換・システム登録を希望する場合、1度希望したら以降すべて対応してもらえるのか。それとも毎月、希望の連絡が必要か。	作業停止計画から容量停止計画への変換・システム登録を希望される場合、毎月の連絡が必要となります。
147	34	広域機関システムに提出した作業停止計画（月間）から変換登録を希望する場合、出力上限がわからなければ㉗出力可能容量(kW)が計算できないと思いますが、一律で発電機停止として計算されるのでしょうか？また、1つの電源の中に複数の号機がある場合は、全号機の出力で自動的に按分されるのでしょうか？	出力可能容量については、実需給2年前の作業停止計画調整において使用する項目であり、実需給期間中の容量停止計画の登録時には使用いたしません。CSVデータの読み込み上の項目として必要となりますので、カンマで区切る形（「,」）でご提出ください。
148	34	流通設備の作業等による抑制量や抑制期間の変更通知があった場合に、容量停止計画の修正が必要となる基準はあるのか。例えば制約期間の変更があれば容量停止計画を修正する必要があるのか、それとも抑制量の変更があれば容量停止計画を修正する必要があるのか。月間通知以降も制約通知が来ることは多々あるため、その全てにおいて容量提供事業者が都度容量停止計画を変更・登録することは実務的に負担が大きいため、何らかの基準があるのであれば明示いただきたい。	抑制量や主に抑制期間の変更により電源等の停止または出力低下の期間が変更となる場合は容量停止計画の提出が必要となります。したがって、ご記載の一般送配電事業者の流通設備作業等による出力抑制での容量停止計画については、一般送配電事業者の作業時間でご登録いただければ、抑制量の変更に左右されないかと考えます。
149	34	貴機関による変換処理の詳細が不明であるが、変換処理により容量事業者の修正作業が増えることも考えられるため、作業停止計画（月間）の変換登録を希望せず、容量提供事業者自身で容量停止計画を登録・修正することも可能か。	容量提供事業者自身で容量停止計画を登録・修正することは可能です。（10月25日先行回答分）
150	34	作業停止計画（月間）の変換登録希望を利用して登録できるのは、新規件名が対象か。（年間調整では、新規件名のみが対象であった）	変換登録希望を利用して登録できるのは新規件名のみではありません。ただし、容量市場システムに二重登録される虞恐れがありますので、容量提供事業者にて容量市場システムに登録されるべき容量停止計画の管理を適切に実施願います。
151	34	<2.3.1.1注10 作業停止計画(月間)の変換登録希望> 「変換を希望する場合は、容量市場システムに登録されている「事業者コード（4桁）」、「電源等識別番号（10桁）」、「枝番」と広域機関システムに作業停止計画を登録した際に附番される「広域受付番号（7桁）」を記載し、提出していただく必要があります。」 について、提出ファイルの形式や様式に指定はないという認識でよいか。	別途、説明会資料等で公表いたします。（10月25日先行回答分）
152	35	2.4 容量停止計画登録漏れの確認への対応について、TSOからの遮断器情報等を確認し、容量停止計画の登録漏れがないことを、確認すると記載がありますが、需給運用によるバランス停止やDSSの判定はどのように実施されるのでしょうか？毎回、登録漏れ確認結果通知を受信し、未登録の正当な理由（バランス停止など）を提出することになるのでしょうか？	遮断器情報は容量停止計画の登録漏れを確認する方法の一つであり、その他の要素も踏まえ容量停止計画の登録漏れがないか確認いたします。
153	35	容量停止計画登録漏れの確認で遮断器情報が用いられるとのことだが、容量市場 業務マニュアル 容量停止計画の調整業務 編 では容量停止計画は作業停止計画と整合性を図る旨、記載されているが、今回記載されている遮断器情報からどのように容量停止計画登録漏れを検出するのかご教授いただきたい。例えば、運用や河川流入都合などで遮断器が入ることも考えられるが、当該理由においても容量停止計画提出漏れとしてアナウンスされるということか。	審査基準につきましては、回答を差し控させていただきます。本機関が実施する容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合は、その旨がメールにて容量市場システム登録のメールアドレス宛に送付されますので、ご対応をお願いいたします。

No.	頁	ご意見	回答
154	35	2.4.1.1 容量停止計画の修正にて容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合は、その旨がメールで送付されるとあるが、メール送付時期をご教授いただきたい。	容量停止計画登録漏れ確認結果が不合格の場合のメール送付時期については、実需給月の1か月後の下旬の実施を想定しております。(10月25日先行回答分)
155	35	「2.4.1.1 容量停止計画の修正」について、容量停止計画登録漏れの確認結果通知のタイミングはいつか(対象停止開始日の〇〇日前等)。	容量停止計画登録漏れ確認結果通知のタイミングについては、実需給月の1か月後の下旬の実施を想定しております。(10月25日先行回答分)
156	35	「遮断器情報」とはどのような情報を指すのでしょうか?対象は系統連系点の遮断器もしくは並列用遮断器でしょうか?それとも、配電線連系している遮断器も対象でしょうか? また、仮に遮断器情報が一般送配電事業者に提供されていない場合は提供が必須となるのでしょうか。必須の場合、一般送配電事業者からの通知もしくは発電事業者から問合せをするのでしょうか?	容量停止計画の登録漏れを確認する方法の詳細については回答を差し控させていただきます。なお、容量停止計画のアセスメントに際し、一般送配電事業者に提供されていない遮断器情報の提供が必須とはなりません。
157	35	「容量停止計画登録漏れの確認」について、この章では処理タイミング(対象実需給月の翌月に確認メールがきて第16営業日まで)に回答)について記載されていないため、こちらにも明記頂けないでしょうか。	ご記載の内容について、業務マニュアル「2.4.1.1容量停止計画の修正」に反映いたします。ご意見を踏まえ、スケジュールに関して、本業務マニュアル「Appendix.2 業務手順全体図」に追記いたします。
158	35	バランス停止や連続運転を前提としない水力発電機において、遮断機情報から容量停止計画の登録漏れを確認することはできないのではないかと。従い、水力発電機では本フローにおける遮断機情報の要否を判断することなく、不要に分岐するものと考えて良いかと。	遮断器情報は容量停止計画の登録漏れを確認する方法の一つであり、その他の要素も踏まえ容量停止計画の登録漏れがないか確認いたします。
159	35	容量停止計画登録漏れの確認は、毎月いつ頃実施される予定か。	容量停止計画登録漏れの確認は、実需給月の1か月後の下旬の実施を想定しています。(10月25日先行回答分)
160	35	容量停止計画登録漏れの確認について、遮断機情報等を確認し・・・とあるが、全ての発電所のSV情報を入手される予定か。	遮断器情報は容量停止計画の登録漏れを確認する方法の一つであり、その他の要素も踏まえ容量停止計画の登録漏れがないか確認いたします。
161	35	メール送付は一度きりなのか何度もチェック可能か。	確認通知メールは1度のみ送付されます。容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由」をメールにて申告してください。本機関で内容を確認し、「未登録の正当な理由」が認められる場合には、容量停止計画の提出は不要となります。(10月25日先行回答分)
162	35	<2.4.1.1 容量停止計画の修正> 「容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由」をメールにて申告してください。本機関で内容を確認し、「未登録の正当な理由」が認められる場合には、容量停止計画の提出は不要となります。」 について、「未登録の正当な理由」を申告した結果、認められなかった場合修正が必要となるが、容量停止計画登録漏れ内容の修正は、対象実需給月+1ヶ月第16営業日までと決まっている。よって「未登録の正当な理由」を申告するためには期限があるという理解でよいか。その場合、申告から結果通知までのリードタイムをご教示頂きたい。	容量停止計画登録漏れの確認結果通知(実需給月の1か月後の下旬の実施を想定)メール受領後すみやかに実施ください。申告から結果通知までの期間は2営業日程度を想定しております。(10月25日先行回答分)
163	35	<2.4.1 容量停止計画の修正 図2-22 容量停止計画登録漏れの確認の詳細構成> 「図2-22 容量停止計画登録漏れの確認の詳細構成」について、遮断器情報から容量停止計画の登録漏れの確認を実施する旨の記載があるが、バランス停止したユニットについても毎回確認されるのか。容量停止計画の登録漏れと判断するための考え方についてご教授いただきたい。 また仮に、毎回確認される場合、異議申立てのメール内容の何を以てバランス停止であると判断されるか。事業者申告のみで判断されるか。	容量停止計画登録漏れの確認対象については、遮断器情報等を確認し、本機関が個別に判断いたします。バランス停止が1日でもあれば毎回確認メールが送付されるということはありません。
164	35	突発的な事故が発生した場合の容量停止計画の提出に伴う作業フロー等を具体的に明示いただきたい。その際、過去の停止実績も含めて、容量停止計画を提出するということがよいか。	突発的な事故により容量停止計画の提出が必要となった場合は、その事故に起因する容量停止計画のみを事故発生日の翌日以降で良いので、遅滞なく提出してください。
165	37	「未登録の正当な理由の代表例：バランス停止中の電源」と記載がありますが、バランス停止している電源が1ヶ月の中で1日でもあれば毎月確認メールが送付され、毎回「バランス停止中の電源」と回答を提出しなければならないのでしょうか?	容量停止計画登録漏れの確認対象については、遮断器情報等を確認し、本機関が個別に判断いたします。バランス停止が1日でもあれば毎月確認メールが送付されるということはありません。(10月25日先行回答分)
166	37	「ただし、容量停止計画登録漏れ審査不合格の場合においても、未登録に正当な理由がある場合には、「未登録の正当な理由12」をメールにて申告してください」とあるが、〆切日はいつなのか。	容量停止計画登録漏れの確認結果通知は実需給月の翌月の下旬の実施を想定しております。メール受領後すみやかにご対応くださいますようお願いいたします。(10月25日先行回答分)
167	40	2.6 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応について、どのように判定されるのでしょうか?例えば、月間で変更や前週の火曜日17時までに変更した件名について、以降、需給ひっ迫の虞となった場合で、開始日(需給ひっ迫日)の変更はなく、終了日(需給ひっ迫日以降)の変更を当日実施した場合など、システム上、更新日が変更となるかと思いますが、どのように判定されるのでしょうか?	質問に対する回答となっていないため、回答方針変更する必要(11/20 市野) 例えば、6月10日～6月15日までの発電機停止作業を容量停止計画として月末(5月末)までに登録しており、6月16日まで作業停止が延長となった場合、その延長分(6月16日分)のみが、その延長分を登録したタイミングによるペナルティ倍率となります。(6月10日～6月15日分については、月末までの登録タイミングでのペナルティ倍率が適用されます。)
168	40	「容量停止計画提出時期の妥当性審査」は、どういう場合に審査されるのでしょうか。審査される対象の例を記載していただけないでしょうか。	提出された容量停止計画の提出時期や停止期間等を確認し、都度審査いたします。
169	40	「2.6 容量停止計画提出時期の妥当性審査に係る対応」について、妥当性審査の対象は、基本的には実需給の2年前に提出されている停止計画に対し、「その後追加・修正により再提出されたすべての場合が対象となるのか。	対象については、ご記載のとおりです。 容量停止計画の停止理由の提出依頼が本機関より容量市場システム登録のメールアドレス宛にメールにて通知された場合は適切にご対応ください。
170	40	「容量停止計画提出時期の妥当性審査」とありますが、どういった情報をもとに事業者の計画の妥当性確認を実施するのでしょうか。「妥当ではない」と判定される具体的なケースについて明示いただけないでしょうか。	提出時期の妥当性は個別のケースに応じて都度判断いたします。なお、合理的な説明をしていただければ合格となります。
171	41	停止理由の提出依頼が通知される基準は何でしょうか?また、停止理由の根拠資料は具体的にどのようなものが求められるのでしょうか?これらを具体例で明示頂けないでしょうか。	基準については回答を差し控させていただきます。根拠資料については合理的な説明ができるものをお示しくださいますようお願いいたします。なお、合理的な説明をしていただければ合格となります。
172	41	停止理由の提出依頼はどのような基準で通知されるのか。	具体的な基準については、回答を差し控させていただきます。
173	41	停止理由の根拠となる資料の具体例を記載いただきたい。また、停止理由の根拠となる資料は誰が作成したものまで認められるのか。	異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければ合格となります。
174	41	容量停止計画の「提出時期」が妥当であるかを広域機関が審査するために、容量停止事業者が「提出時期が妥当であった」ことを説明するものを提出する。という理解でよいのか。	ご記載のとおりです。

No.	頁	ご意見	回答
175	41	2.6.1「提出時期の妥当性に係る停止理由の提出」とあり、表2-10の件名「容量停止計画における停止理由の提出」とある。これは「容量停止計画の提出時期の妥当性に係る停止理由」とした方が分かりやすいと思料。添付ファイルも「停止理由の根拠」というよりも「提出時期の妥当性の根拠」という理解でよいか。また、正であるなら、その根拠とは例えば、HJKSのハードコピーなどか？それだと、広域機関でも把握可能である。どういったものをイメージしているか。	ご記載頂きました「2.6.1」および「表2-10」の記載内容を本業務マニュアルに反映いたします。妥当性の根拠となる添付ファイルとしては、その容量停止計画が提出された時期が妥当だと客観的に分かるものを必要に応じてご提出ください。
176	42	＜2.6.3 提出時期の妥当性審査結果の異議申立＞ 「不合格の場合、低予備率アセスメント対象コマへの該当の有無により、リクワイアメント未達成コマが5倍カウントされるコマが発生する場合があります。」 について、ペナルティが5倍となる容量停止計画の登録タイミングは「当該コマが「平常時」と判断された時（休日、夜間は除く）：前週の火曜日17:00以降提出」「当該コマが「低予備率アセスメント対象コマ」に該当するとき：前月末以降提出」となっているが、それ以外にもペナルティが5倍となる可能性があるということか。 (例) 前月末までに容量停止計画を提出していたが、低予備率アセスメント対象コマに該当し、かつ作業理由が妥当ではなかった。	ペナルティが5倍となる容量停止計画の登録タイミングは「当該コマが「平常時」と判断された時（休日、夜間は除く）：前週の火曜日17:00以降提出」「当該コマが「低予備率アセスメント対象コマ」に該当するとき：前月末以降提出」となります。
177	44	「（異議申立の）審査結果が合格の場合、対応は不要です。」とありますが、不合格の場合はさらに何か対応が必要ということでしょうか？	対応が必要となる場合があります。詳細につきましては、本機関が送付するメールの内容をご確認ください。
178	45	発電上限の登録とは、具体的に何を登録するのでしょうか。	本機関にて、広域機関システムに登録されている発電販売計画での発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録しますので、登録された内容を確認してください。
179	46	3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認について、「同一系統コードの電源が容量市場システム上に複数ある場合は、発電計画値・発電上限値を設備容量比で按分したうえで登録します。」とありますが、ユニット毎の発電販売計画の発電計画・発電上限値のままではなく、設備容量比で按分されるイメージでしょうか？この場合、運転ユニットとバランス停止ユニットでの按分はどのようになりますでしょうか？	停止しているか否かに関わらず、ユニットの設備容量比で按分した発電計画値・発電上限値を容量市場システムに登録いたします。 停止ユニットが存在する等により、本機関が登録した発電計画値・発電上限値を修正する必要がある場合については、本業務マニュアル「3.1.2 発電計画・発電上限の修正」を確認し、発電計画値・発電上限値を修正してください。この点は業務マニュアルに反映いたします。
180	46	3.1.1.1 発電計画・発電上限の確認について、「注17：系統コードを紐づけ情報として利用し、広域機関システムのデータを容量市場システムへ登録します。」とありますが、ここで指す系統コードは、広域機関システムでの系統コードになりますでしょうか？それとも容量市場システムでの系統コードでしょうか？ 背景として、容量市場の応札単位が受電地点特定番号単位であった関係上、発電所単位（コンバインドサイクル機の軸合計）のもと、メインオークションで落札した例がございます。この場合、貴機関に相談した結果として、容量市場システムの電源登録情報のうち、「系統コード基本情報」では、異なる発電機（軸）の場合も一つの系統コード番号となっています。一方、広域機関システムや、上記「系統コード詳細情報」では軸毎に系統コード番号がついているため、確認させていただくものです。	発電計画・発電上限の確認の際に紐づけ情報として利用する系統コードは、容量市場システムでの「電源等情報詳細画面」上の「詳細情報」に記載された号機単位の系統コードとなります。ご記載の事例の場合、いったん、容量市場システムにおける系統コードに紐づけた値が容量市場システムに登録されますので、事業者様においてご確認のうえ、修正くださいますようお願いいたします。 (10月25日先行回答分)
181	46	1系統コードに複数発調事業者が電力引取を行い、計画提出を実施している場合について下記2点お伺いさせてください。 ①貴機関で登録される発電計画・発電上限については、すべての計画提出者が提出した発電計画・発電上限の合算値となるのでしょうか。 ②容量市場については容量提供事業者が代表で応札しており、発電計画については通常発調契約者間で開示されない秘匿すべき情報となっているのですが、本制度により情報開示せざるを得ないということでしょうか。	①ご意見いただいたケースの場合、発電計画・発電上限については、すべての計画提出者が提出した発電計画・発電上限の合算値となります。 ②容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。
182	46	「広域機関システムに登録されている発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録します」とありますが、一番最後に登録された発電販売計画が採用されるのでしょうか？	ご理解のとおりです。GCの際に提出されている発電上限・計画が登録されます。本内容については、業務マニュアルに反映を修正いたします。
183	46	「発電計画・発電上限」の確認は、容量停止計画が提出された期間、コマ毎に提供した供給力を確認するものですか（容量停止計画の登録データを元に、広域機関でコマ毎に登録されたものに対して、実際に変更がなかったかを確認する）。	容量停止計画を提出していない期間についてもご確認をお願いいたします。
184	46	本機関にて・・・容量市場システムに登録しますとあるが、その値はGC時点での発電販売計画の発電上限値が採用される認識でよいか。	ご記載のとおりです。この点は業務マニュアルに反映いたします。
185	46	貯水池式水力および調整池式水力における発電上限は、設備可能、水力可能ないずれか。	広域機関システムへ提出する発電販売計画における発電上限・発電計画の登録方法に関して、kWhを考慮した発電上限値の設定をお願いします。詳細は以下の資料を参照してください。  ・発電計画・発電上限値に関するご質問及び回答 <a href="https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html">https://www.occto.or.jp/occtosystem2/oshirase/2023/230428_oshirase.html</a>  また、容量市場システムに登録する発電上限については、アセスメントに活用するため、必要に応じて適宜修正してください。 この点は業務マニュアル「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」に反映いたします。
186	47	発電計画・発電上限の確認・修正について、もともと事業者が貴機関へ提出したものを貴機関が変換されたものであれば、事業者側の確認は不要ではないでしょうか。また、どういったときに計画の修正が必要になるのかご教示いただけないでしょうか。	修正が必要な例については業務マニュアル「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」に反映いたします。
187	49	3.1.2 発電計画・発電上限の修正について、日ごと（毎日）に修正は可能でしょうか？また、容量提供事業者側で随時修正して良いという認識でよろしいでしょうか？	日ごと（毎日）に容量提供事業者側で随時修正することは可能です。ただし、対象実需給月の1ヶ月分について、本機関は広域機関システムに登録された全ての安定電源および変動電源（単独）の発電販売計画における発電上限値・発電計画値を容量市場システムに登録（翌月の第5営業日までに実施）いたしますので、その点、ご留意願います。
188	49	「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」に記載の、「本機関が・・・必要と判断した場合」というのはどのような場面を想定しているのでしょうか。具体的に例示してください。	停止しているか否かに関わらず、ユニットの設備容量比で按分した発電計画値・発電上限値を容量市場システムに登録いたします。 バランス停止ユニットが存在する等により、本機関が登録した発電計画値・発電上限値を修正する必要がある場合については、「3.1.2 発電計画・発電上限の修正」を確認し、発電計画値・発電上限値を修正してください。
189	49	「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」について、登録結果を出力することは可能か。可能な場合、どのような帳票で出力されるか。	「発電計画・発電上限の修正登録」に関する登録結果の出力は、アセスメント算定諸元一覧画面から出力可能です。出力されるデータの様式は別途、説明会資料等にて公表予定です。 (10月25日先行回答分)
190	49	「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」について、発電販売計画からそのまま登録されるのであれば、基本的には修正登録はない認識であるが、どのような場合を想定してこの業務フローが存在しているのか具体例にてご教授いただきたい。	GC時点での発電販売計画における発電上限値が必ずしも、「電源が提供できる供給力の最大値」となるとは限らないことから、この業務フローを記載しております。 下記の例においては、修正が必要となる場合があります。 ・流通設備の計画的な作業実施や地元自治体との協定等に伴う電源等の出力低下に伴う容量停止計画が提出されているコマに対して、並列起動カーブとなっており、アセスメント対象容量＞発電上限値となっている。 ・同一系統コードの電源が容量市場システム上に複数ある場合は、本機関にて発電計画値・発電上限値を設備容量比で按分したうえで登録するため。
191	49	発電計画・発電上限の修正が発生するのはどのような場合を想定しているのか。発電機のトラブルが発生し、実需給断面で変更が間に合わなかったコマに対する発電計画・発電上限の修正は不要で良いか。	ご記載いただいたケースについても修正をお願いいたします。その他の例については本業務マニュアル「3.1.2.1 発電計画・発電上限の修正登録」に追記しておりますのでご確認ください。
192	51	CSVファイル名について「アセスメント算定諸元」という名称になっておりますが、発電計画・上限、発電量調整受電電力量についても同様のファイル名になっているため、ファイル名は分離したほうが明確だと思われまます。同名にしている理由があればご教示いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、ファイル名称に関するルールを整理し、業務マニュアルにも反映いたします。(10月25日先行回答分)

No.	頁	ご意見	回答
193	51	修正登録用のCSVファイル名を「yyyyymm_アセスメント算定諸元_ROO.csv」とすると、異なる電源で同じ命名規則のCSVファイルが複数できるうえ、4、5章の発電量調整受電電力量や市場応札量でも同じ命名規則で登録することになっているため、「一括登録・変更結果確認画面」で見たときにどのファイルが何のCSVファイルなのか判別不可能になるので、判別しやすくするためファイル命名規則を見直す必要があるのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、ファイル名称に関するルールを整理し、業務マニュアルにも反映いたします。(10月25日先行回答分)
194	54	発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合だけでなく、正常に登録されなかった場合についてもメール通知をいただけないでしょうか。(62ページ 差替先についても同様)	現時点では、発電計画・発電上限のファイルが正常に登録された場合のみ、メール通知する予定となっております。頂いたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。(10月25日先行回答分)
195	65	各諸元の登録において、事業者に登録を求められる項目が多く、事業者負担が大きくなることが予想されます。同じ情報を一般送配電事業者や貴機関も有しているものもあると思われませんが、事業者自身に登録を求める理由や目的がありましたらご教示いただけないでしょうか。 また、事業者の負担の軽減方法として、例えば、一般送配電事業者が登録した項目を事業者が確認し必要に応じて修正するという運用も一案と思われしますのでご検討いただけないでしょうか。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。頂きましたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。
196	65	「発電量調整受電電力量」という言葉は、容量提供事業者から見て「送電端電力量」と同義という認識で問題ないでしょうか？(アグリゲート編についても同様)	発電量調整受電電力量は受電地点において、一般送配電事業者が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量となります。この点については、本業務マニュアルAppendix.3に追記します。
197	65	各登録期限(容量停止計画・発電計画・発電上限・発電量調整受電電力量)が明示的に記載されていないので、いつまでに登録するか記載をお願いしたい。	ご記載の項目の各登録期限は以下のとおりです。 <容量停止計画> 作業停止計画(月間)からの変換後の修正・提出期限:実需給月+1カ月第18営業日(業務マニュアルp142)(直接登録の場合も同様です) <発電計画・発電上限> 広域機関システムからのデータ移行後の修正・提出期限:実需給月+1カ月第18営業日(業務マニュアルp143) <発電量調整受電電力量> 登録期限:実需給月+2カ月第10営業日(業務マニュアルp144) (業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。) (10月25日先行回答分)
198	66	本章における「発電量調整受電電力量」の定義は、供給指示に伴う発電によって一般送配電事業者が受電した電力量を指すのか。	発電量調整受電電力量は受電地点において、一般送配電事業者が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量となります。この点については、本業務マニュアルAppendix.3に追記します。
199	66	発電量調整受電電力量は一般送配電事業者から広域機関に通知されるのであれば、広域機関にて登録した実績値を容量提供事業者が確認し、必要に応じて修正することが自然ではないか。直接データを受領しない容量提供事業者が初めにデータを登録する理由は何か。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。
200	66	発電量調整受電電力量の登録はいつ行うのか。期限はあるのか。	発電量調整受電電力量の登録期限は実需給月+2カ月第10営業日です。本内容は業務マニュアルp142に記載がございます。(業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。) (10月25日先行回答分)
201	67	4.1.1.1 発電量調整受電電力量の登録について、「一般送配電事業者から供給指示を受令した月のみ、当該月分の発電量調整受電電力量の登録が必要」とありますが、受令した月のみの提出でよろしいでしょうか？また、「1ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生」とありますが、受令した翌日提出可能でしょうか？月1回提出でしょうか？月1回の場合は、毎月の締切日は設定されてますでしょうか？	発電量調整受電電力量の登録については、対象実需給月分のデータを、対象実需給月+2カ月第10営業日までにご登録いただくことが必要となります。当該内容については、意見募集中の業務マニュアル(案)のp144に記載がございます。(業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。)(10月25日先行回答分)
202	67	「一般送配電事業者から供給指示を受令」とあるが、オフライン電源の場合、どのようなルートでどのような指令があるのか。	一般送配電事業者と容量提供事業者間で締結される給電申合書等にて記載されますのでその内容をご確認ください。
203	67	発電量調整受電電力量の登録について、月跨ぎの時間帯で供給指示を受令した場合は、両月において提出が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご記載のとおりです。
204	67	発電量調整受電電力量の登録について、供給指示を受けた対象日・時間帯以外についても、供給指示を受けた対象月についてはすべて提出が必要という理解でよろしいでしょうか。	ご記載のとおりです。
205	67	供給指示を受令した月とあるが、当該電源、当該時刻のみでよいのか。	供給指示を受令した場合、当該月の全電源の発電量調整受電電力量を登録してください。(10月25日先行回答分)
206	68	「コマ別の発電量調整受電電力量(整数部12桁、小数部3桁)を半角数字で入力してください」とありますが、図4-4のCSVイメージの通り、空いた桁を0埋めする必要はない、という認識で間違いはないでしょうか？	ご記載のとおり、空いた桁を0埋めする必要はございません。(10月25日先行回答分)
207	68	コマ別の発電量調整受電電力量は容量提供事業者がCSVファイルを作成登録し審査するのではなく、一般送配電事業者から貴機関が実績を受領する対応で良いのではないかと。	容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。
208	81	4.2 発電量調整受電電力量の登録内容審査結果への対応について、「一般送配電事業者より受領した発電量調整受電電力量と整合しているかどうかを審査」とありますが、託送コミュニケーションシステム(託送関連データ提供システム)でTSO発電実績を一般送配電事業者より入手しており精算業務に用いております。この帳票内のデータを用いて提出予定と考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか？あるいは、この諸元の出元が同じ一送である以上、容量提供事業者からの改めて提出することが非効率になるため、不要(省略)することはできないのでしょうか？	提出いただく情報については、ご記載のとおりです。 算定諸元の提出については、容量確保契約約款18条より容量提供事業者は本機関に対してアセスメントに必要な情報を提供していただく必要があります。
209	81	発電量調整受電電力量の登録内容審査結果が不合格となる条件は何か。	一般送配電事業者より受領した発電量調整受電電力量と整合していない場合に不合格となります。
210	86	「5.1.1.1 市場応札量の登録」について、説明資料にメールにて登録依頼をする旨が記載されているが、メール受領時期はいつか(毎月〇営業日まで、等)。	市場応札量の登録依頼メールは実需給翌月の上旬を想定しております。(10月25日先行回答分)
211	86	低予備率アセスメント対象コマが否かによって登録する市場応札量の対象が変わるが、ダウンロードするCSVで低予備率アセスメント対象コマがわかるようになっているのでしょうか？ それとも、低予備率アセスメント対象コマについては通知メール等で別途事業者側で管理しなければならないのでしょうか？	低予備率アセスメント対象コマについては、広域予備率Web公表システム 広域予備率に関する通知情報【容量市場向け】の画面で確認できるようになります。2024年4月に向け現在改修中であり、詳細につきましては、別途お知らせいたします。
212	86	各市場から抽出できるデータの様式と、容量市場システムに登録するときの様式が整合する形になるように要望する。また、各市場と容量市場システムで連携して自動的にデータ取得できるようにすることも検討願いたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。(10月25日先行回答分)
213	86	小売電気事業者と相対で全量売電契約していれば市場応札は無いので、容量市場システムにおいては市場応札の登録を毎月しなくてよいように措置してほしい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考にさせていただきます。(10月25日先行回答分)

No.	頁	ご意見	回答
214	86	市場応札量の登録はいつまでに行う必要があるのか期限を記載いただきたい。	市場応札量の登録期限は実需給月+1ヵ月第20営業日です。本内容は業務マニュアルp145に記載がございます。業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。(10月25日先行回答分)
215	87	市場応札量の登録について、単位は全てkWhという認識でよろしいでしょうか？	市場応札量の登録の単位は、kW単位です。当該内容は明確化の観点から業務マニュアルに反映するようにいたします。(10月25日先行回答分)
216	87	「コマ別の市場応札量（整数部12桁）を半角数字で入力してください」とありますが、図5-4のCSVイメージの通り、空いた桁を0埋めする必要はない、という認識で間違いないでしょうか？	ご記載のとおり、空いた桁を0埋めする必要はございません。(10月25日先行回答分)
217	87	コマ別の市場応札量は、どの市場に入札したかの情報は不要で、合計応札容量を入力することで良いか。	どの市場に入札したかの情報は不要ですが必要に応じて確認させていただく場合がございます。 。なお、本業務マニュアル第7章アセスメント結果への対応（市場応札）に市場応札量の登録値の規則を追記しておりますので参照いただき、市場応札量を登録してください。
218	87	登録する市場応札量は以下の値で良いか。市場応札量=SP市場および時間前市場の未約定分+需給調整市場応札量	本業務マニュアル第7章アセスメント結果への対応（市場応札）に市場応札量の登録値の規則を追記しておりますので参照いただき、市場応札量を登録してください。
219	87	低予備率アセスメント対象コマの発生以降に卸電力取引市場に入札した量とあるが、翌日計画公表以降に応札可能は時間前市場のみであり、登録する値は応札した量が落ちた量または、入札量のいずれか。	本業務マニュアル第7章アセスメント結果への対応（市場応札）に市場応札量の登録値の規則を追記しておりますので参照いただき、市場応札量を登録してください。
220	87	<5.1.1.1 市場応札量の登録 > 「コマ別の市場応札量（整数部 12 桁）を半角数字で入力してください」について、市場応札量の単位は「kWh」でよいか。	市場応札量の登録の単位は、kW単位です。当該内容は明確化の観点から業務マニュアルに反映するようにいたします。(10月25日先行回答分)
221	88	5.1.1.1 市場応札量の登録について、「1 ヶ月分のデータが全て入力されていない場合エラーが発生」とありますが、受令した翌日提出可能でしょうか？月1回提出でしょうか？月1回の場合、毎月の締切日は設定されてますでしょうか？	市場応札量の登録については、対象実需給月分のデータを、対象実需給月+1ヵ月第20営業日までにご登録いただくことが必要となります。当該内容については、意見募集中の業務マニュアル（案）のp145に記載がございます。業務マニュアルのページ番号付番が漏れているため追記いたします。(10月25日先行回答分)
222	88	5.1.1.1 市場応札量の登録について、単位はkWhでよろしいでしょうか？その場合、スポット市場や時間前の数値を換算した際に端数が生じますが、端数処理方法（切り捨て、四捨五入等）についてもお教えください。	市場応札量の登録に関する単位はkWになります。(10月25日先行回答分)
223	88	5.1.1.1 市場応札量の登録に関して、全コマの市場応札量を記入することとなっているが、「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。」に該当する電源の場合、市場応札量には小売電気事業者に通知した数量を記入する必要があるか。	ご記載いただいたケースが「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。」に該当するのであれば、ご理解のとおりです。
224	88	5.1.1.1 市場応札量の登録に関して、全コマの市場応札量を記入することとなっているが、「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合、卸電力市場等に入札した容量については、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなします。」に該当する電源の場合で、発電事業者が小売電気事業者に通知後発電をした場合かつ、小売電気事業者の都合により発電計画の修正ができなかった場合、小売電気事業者の計画値には反映されないが、小売電気事業者の余剰インバランスとして受電される場合がある。この場合、当該通知分は市場応札量とみなし提出が必要となるか、それともインバランスで小売が活用した電源とみなされ、市場応札量のリクワイアメント対応は不要となるか。	ご記載いただいたケースが、「容量提供事業者が発電契約者ではなく、容量提供事業者または電源の所有者が容量確保契約の対象電源の入札した容量を特定できない場合」に該当する場合は、卸電力市場等への入札可能量として発電契約者に連絡した容量を、容量提供事業者が卸電力市場等に入札した容量とみなし、アセスメントを実施します。
225	92	「5.1.1.2 市場応札量の登録結果の確認」について、登録された市場応札量を確認するとあるが、登録結果を出力することは可能か。可能な場合、どのような帳票で出力されるか。	「市場応札量の登録」に関する登録結果の出力は、アセスメント算定諸元一覧画面から出力可能です。出力されるデータの様式は別途、説明会資料等にて公表予定です。(10月25日先行回答分)
226	102	対象となる容量停止計画は、「容量市場 業務マニュアル 容量停止計画の調整業務 編」p6「1.3 本業務の対象となる容量停止計画」に準ずると理解してよろしいでしょうか。 ( <a href="https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/220805_teishikeikaku_r3.pdf">https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/220805_teishikeikaku_r3.pdf</a> ) 「容量市場 業務マニュアル 実需給期間中 リクワイアメント対応（安定電源 編）」にも同様に対象となる容量停止計画の定義を記載いただけないでしょうか。記載先としては、左記「第6章 アセスメント結果の確定（容量停止計画）」でなくとも、「第2章 算定諸元登録（容量停止計画）」等でも問題ありません。	実需給期間中の容量停止計画については、2年前に行う容量停止計画調整の際の容量停止計画の定義とは異なります。本業務マニュアル「1.4.1.2 容量停止計画の提出」の項目に対象となる容量停止計画を記載いたしました。
227	103	6.1 ペナルティ倍率5倍となる容量停止計画登録タイミング例として、低予備率アセスメント対象コマは「前月末以降提出」とありますが、前月末の定義は営業日関係なく、「前月最終日の23:59」という認識で相違ないでしょうか？	定義についてはご認識のとおりですが、実需給期間向けに機能追加される容量市場システム（実需給期間向け）については、稼働時間は原則、平日9時～18時となっておりますので、容量停止計画の提出の際にはご注意ください。システムの稼働時間については、本業務マニュアル「1.3 容量提供事業者等が登録・提出すべき算定諸元の一覧」に追記しております。
228	103	「注3：ペナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング例」に、前週の火曜日17：00以降提出と記載があります。具体的な例で言うと、2024年の4/6（土）～4/12（金）の間に容量停止計画の追加・変更がある場合、4/2（火）17時以降の登録がペナルティ倍率5倍という理解で良いでしょうか。（なお、当該コマが「平常時」と判断された時（夜間、休日は除く）とする）	ご記載の通り、2024年の4/6（土）～4/12（金）を対象とした容量停止計画の追加・変更がある場合、4/2（火）17時以降に追加・変更登録をした場合にはペナルティ倍率が5倍となります。（なお、当該コマが「平常時」と判断された時（夜間、休日は除く）とする）
229	103	「注3：ペナルティ倍率5倍となる容量停止計画の登録タイミング例」に、前週の火曜日17：00以降提出と記載があります。翌週が翌月に跨る場合は、前月末の提出期限が優先され、前週火曜日の期限を過ぎて提出しても前月末までに提出すればペナルティ倍率5倍にならないという理解で良いでしょうか。具体的な例で言うと、2024年の6/1（土）～6/7（金）の間に容量停止計画の追加・変更がある場合、5月末までに提出すればペナルティ倍率1倍という理解で良いでしょうか。（つまり前週5/28（火）の提出期限は無効）	ご記載頂いたケース（2024年の6/1（土）～6/7（金）を対象とした容量停止計画の追加・変更がある）において、2024年5月28日(火)17時以降に追加・変更登録をした場合は「前週の火曜日17:00以降」に該当いたします。
230	103	「電源が提供できる供給力の最大値」について、マニュアル上で定義されていないので明記いただけないでしょうか。	電源が提供できる供給力の最大値について、本業務マニュアルAppendix3に定義を追記いたします。
231	103	ペナルティ5倍判断のタイミングは、登録後の審査完了のタイミングではなく「システムへの容量停止計画の登録」のタイミングで間違いないでしょうか？	ご記載のとおりです。
232	103	「なお、リクワイアメント未達成コマは、小数点以下第16位まで計算しています（小数点以下第 17 位を四捨五入して算出）」と記載がありますが、各コマ毎に四捨五入を行い合算するのでしょうか？もしくは日単位で合算後に四捨五入をするのでしょうか？	リクワイアメント未達成コマの算定の際に、コマ毎にペナルティ倍率をかける前の段階で、コマ毎に四捨五入を実施します。(10月25日先行回答分)

No.	頁	ご意見	回答
233	103	トラブルの発生や作業の早期終了などによって作業停止が計画から実需給で変更となる場合に、どのような時間軸でどのデータの提出・登録等を行うことになるのか、具体的な業務フローを例示いただきたい。	トラブルの発生や作業の早期終了などによって作業停止が計画から実需給で変更となる場合は、事象発生の翌日以降でも良いので遅滞なく容量停止計画を修正してください。
234	103	容量停止計画が登録されているコマのみアセスメントが行われ、それ以外のコマについては、アセスメント対象外であり、必要に応じ広域機関にて容量停止計画登録漏れの確認にてフォローされるという認識でよろしいでしょうか。	容量停止計画のアセスメントに関して、ご記載のとおりです。
235	104	「電源が提供できる供給力の最大値」の定義について明確化いただきたい（発電上限値になるものと史料）。	電源が提供できる供給力の最大値について、本業務マニュアルAppendix 3に定義を追記いたします。
236	104	揚水発電所の「アセスメントの算定方法」について、例えば、揚水発電が4台ある発電所（なお、発電所単位で約定）のうち、1台が作業停止して容量停止計画を提出している場合、揚水発電所は池容量を考慮した発電上限値を設定しているため、あるコマによっては発電上限値が0となる場合があります。そのコマは、容量停止計画のアセスメント時、発電上限値<アセスメント対象容量となり、3台は稼働可能に関わらず、過大にリクワイアメント未達成コマがカウントされてしまうため、発電上限値の修正をしても問題ないでしょうか。	本機関にて広域機関システムに登録されている発電販売計画での発電計画値・発電上限値を、対象実需給月の翌月第5営業日までに容量市場システムに登録しますので、ご記載のとおり、発電上限値を修正する必要があります。この点は本業務マニュアル「3.1.2.1発電計画・発電上限の修正登録」に追記いたします。
237	104	アセスメント対象容量は発電方式の区分が揚水（純揚水）の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）以外の場合は提供する各月の供給力の認識だが、当該値の1キロワット(kW)以下の端数を切り捨てたものを用いる理解でよいか。	揚水（純揚水）の場合の各月の管理容量も、揚水（純揚水）以外の提供する各月の供給力も整数値で入力していただけており、1kW以下の端数処理は生じない認識です。
238	107	図6-4画面イメージにて、アセスメント結果詳細情報の一覧に「電源等識別番号」があり「電源等の名称」はないように見えますが、人が操作するインターフェイスにおいては視認性を考慮して、番号ではなく名称にすることは可能でしょうか。	現時点では、電源の名称をアセスメント結果詳細情報の対象項目とする予定はございません。頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。(10月25日先行回答分)
239	107	最新情報が反映されるタイミングはいつか？毎時間か？	アセスメント一覧画面の表示内容の最新回次情報は、J+2月末頃に本機関がアセスメントを算定した翌営業日に反映され、以降、本機関がアセスメントを算定した都度、日次で更新されます。(10月25日先行回答分)
240	108	6.1.2 異議申立について、気温や所内率などの実際の状況（コマ別の実力値）とアセスメント対象容量（月別の想定値）の見立ての相違により、やむを得ずアセスメントが未達成となる可能性があります。 例えば、市場応札のリクワイアメントは、アセスメント未達成であっても平常時は経済的ペナルティが発生しないところ、省力化の観点から（不可抗力な事由であっても）異議申し立てを行わないことを検討しています。この点、市場運営者の立場・労力としては、差支えないでしょうか？ →異議申し立ての提出要否は、一義的に事業者判断であるものの、業務効率化を図りたいため確認させていただきます。	異議申立を実施するか否かについては、事業者様の任意となります。
241	108	アセスメント結果仮確定通知を受領した日を含め5営業日以内に異議申し立てを行うことができるとなっているが、前月分受給電力に係る調定及び社内経理処理手続きと重なり業務的に対応が困難なため、仮確定通知を月初とすることは避けていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。(10月25日先行回答分)
242	109	「異議申立の根拠となる資料」とは具体的にどういったものを想定しているのか、具体例を明示頂けないでしょうか？	異議申立の根拠となる資料は、容量提供事業者のご判断で提出いただくことを想定しているため、例示は差し控させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
243	112	「本機関がアセスメント結果を確定した後、アセスメント結果を確定した旨のメールが容量市場システムに登録したメールアドレス宛に送付」とあるが、どのタイミングでアセスメント結果が確定するのか？	アセスメント結果の確定は実需給月+3月の中旬を予定しています。(10月25日先行回答分)
244	114	注釈43番について、容量停止計画を提出しているコマにおいても市場応札リクワイアメントの対象となるという規定は、これまでの資料等で示されていないものと思われませんが、重要な内容ですので、注釈ではなく本文中に記載いただけないでしょうか。	ご記載の内容について、本業務マニュアルに反映いたします。
245	115	市場応札のリクワイアメント（安定電源）について ・一般的な需給運用として、スポット市場（または時間前市場）の価格が、安定電源として応札した発電機より安価な場合は、スポット市場への買い入れにより、発電機出力を単価の安いスポット調達に差し替える経済的電源調達（電源差替）が実施されると推察いたします。 ・注3に「市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して、応札したが落札されなかった分」とあるが、これは売り入れが約定しなかった場合を想定した記載となっており、買い入れによる電源差し替えも考慮し、小売電気事業者等が活用しない余力から買い入れした容量を差し引いた量をリクワイアメント未達成量とすることも読み取り得るよう「市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して売り入れしたが落札されなかった分、または買い入れして落札された分」と修正すべき。 ・同様の理由により、注2に「小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力取引所または需給調整市場に入札した容量を差し引いた容量をリクワイアメント未達成量とします」とあるが、「小売電気事業者等が活用しない余力から、卸電力取引所または需給調整市場に売り入れした容量、または買い入れして落札した容量を差し引いた容量をリクワイアメント未達成量とします」と修正すべき。	安定電源に対する市場応札のリクワイアメントは売り入れを意図しております。そのため、業務マニュアルを修正し、売り入れが対象であることを明確化いたします。小売電気事業者等が活用しない余力分を売り入れすることがリクワイアメントであり、買い入れを行うことで市場応札のリクワイアメントは達成になりません。
246	115	7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続き 注2：アセスメントの基準について「小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力取引所または需給調整市場に入札した容量を差し引いた容量をリクワイアメント未達成量」とありますが、電源等情報に登録した「相対契約上の計画変更締切時間」時点での余力の入札量にてリクワイアメント未達成量の判定をされるでしょうか？	平常時については、ご認識の通りですが広域予備率低下時は「相対契約上の計画変更締切時間」以降に増加した余力も対象となりますので、必ずしも「相対契約上の計画変更締切時間」時点の余力でリクワイアメント未達成量を算定するわけではありません。
247	115	7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続きに関連して、「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要 P22」に、需給ひっ迫時のバランス停止から起動した場合で、適切に起動していないと判断された場合、「発電実績」の提出を求めるとありますが、具体的にどのような発電実績を提出すればよいでしょうか？また、提出する場合は、容量市場システムへ登録でしょうか？	発電実績の提出を求める場合は、提出が必要な発電実績・登録方法も含めて本機関よりご連絡いたします。
248	115	7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続き 市場応札リクワイアメント未達成時の安定電源提供者への通知タイミングは、①と②のどちらになりますでしょうか？ 通知タイミングにつきまして、その他の想定がございましたらご教示ください。 ①リクワイアメント未達成の都度、日々通知 ②月末に1ヶ月分を一括通知 容量確保契約約款（第8,22条）によると ①を繰り返したうえで、②に進むと認識いたしましたが、その解釈で誤りがないか、念のため確認させていただきます。	1ヶ月分を一括で通知いたします。
249	115	7.1 市場応札に係るアセスメント結果の確定手続き 注3：市場応札の入札対象となる市場について、「市場応札の入札対象となる市場は、スポット市場、時間前市場、需給調整市場となります。入札する市場は、電源の特性を踏まえた上で、容量提供事業者が任意に選択（複数選択可）することが可能です。」とありますが、平常時においてスポット市場に余力を全量入札した場合、スポット市場未約定分の時間前市場への入札はマストではないという認識でよろしいでしょうか？	ご記載のとおりです。



No.	頁	ご意見	回答
264	115	<p>&lt;7.1 注 3：市場応札の入札対象となる市場について&gt;  「市場応札の入札対象となる市場は、スポット市場、時間前市場、需給調整市場となります。入札する市場は、電源の特性を踏まえた上で、容量提供事業者が任意に選択（複数選択も可）することが可能です。」  について、リクワイアメントのアセスメントは各市場での応札量毎に実施されるか。</p>	<p>アセスメントは各市場への応札量毎ではなく、各市場への応札量の合計値を踏まえて判断いたします。そのため、入札する市場は、電源の特性を踏まえた上で、容量提供事業者が複数選択することが可能です。</p>
265	115	<p>&lt;7.1 注 3：市場応札の入札対象となる市場について&gt;  「市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して、応札した量が落ちなかった分となり、需給調整市場では、応札分となります。」  について、スポット市場・時間前市場と需給調整市場で、登録値の考えが異なるのはなぜか。登録値の考え方についてご教示いただきたい。</p>	<p>スポット市場・時間前市場での約定分は発電計画値となることから、登録値に違いが生じます。  なお、本業務マニュアル「第7章アセスメント結果への対応（市場応札）」に市場応札量の登録方法を追記しておりますので参照いただき、市場応札量を登録してください。</p>
266	115	<p>&lt;7.1 注 3：市場応札の入札対象となる市場について&gt;  「市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して、応札した量が落ちなかった分となり、需給調整市場では、応札分となります。」  について、複数市場に応札した場合、各市場の登録値の合計値との理解でよいか。  また下記の例の場合の登録値の考えは正しいか。  （例）  スポット市場入札時点の余力が400MWの場合で、応札量400MW、約定量50MW（スポット市場としての登録値は未約定量350MW）  ΔkW3次②入札時点の余力が350MWの場合で、応札量350MW、約定量100MW（ΔkW3次②としての登録値は応札量100MW）  時間前市場入札時点の余力が250MWの場合で、応札量250MW、約定量0MW（時間市場としての登録値は250MW）  上記の場合、市場応札量の登録値は350+350+250=「950MW」となる。</p>	<p>平常時のコマであれば、ご記載いただいた例における市場応札量の登録値はスポット市場としての未約定量350MW、ΔkW3次②としての応札量350MW、時間前市場としての未約定量250MWの合計値である950MWとなります。  なお、低予備率アセスメント対象コマである場合は、ΔkW3次②としての約定量100MW、時間前市場としての未約定量250MWの合計値である350MWを登録してください。</p>
267	115	<p>&lt;7.1 注 3：市場応札の入札対象となる市場について&gt;  「市場応札量の登録値は、各市場（需給調整市場を除く）に対して、応札した量が落ちなかった分となり、需給調整市場では、応札分となります。」  について、需給調整市場の応札量に関して、電源トラブル等により約定機の差替えを実施した場合でも、差し替え元電源・差し替え先電源の応札量には影響はないとの理解でよいか。</p>	<p>容量市場の契約電源において、電源トラブル等が発生し、供給力の提供ができなくなってしまった場合においては、本業務マニュアル「1.4.1.2容量停止計画の提出」に記載の実需給期間における容量停止計画の対象に該当するならば、事象発生の日でも良いので容量停止計画を遅滞なく提出してください。  なお、ご記載のようなケースにおける市場応札量に関しては、差替元、差替先に対して、実態を踏まえた市場応札量のご登録をお願いいたします。</p>
268	115	<p>&lt;7.1 注 3：市場応札の入札対象となる市場について&gt;  「注：電源等情報の登録時に容量市場システムへ提出した『電源の起動時間』と比べて起動に時間を要することが理由で卸電力市場等に入札できなかった場合、本機関はバランス停止から適切に起動していないと判断し、卸電力市場等に入札していない容量をリクワイアメント未達成量とします。」  について、当該電源の約定から起動指令まで、約定処理や指令準備等で一定の所要時間が発生する。容量市場システムへ登録する「電源の起動時間」の中に、上記の所要時間を含めることを認めていただきたい。仮に上記対応が許容できないのであれば、約定処理や指令準備等が原因で発生したリクワイアメント未達成量は、事後の異議申立によりリクワイアメント未達の対象外とすることを認めていただきたい。</p>	<p>実需給期間中の起動時間の報告については、業務マニュアル「5.1.1.1市場応札量の登録」に反映いたします。</p>
269	115	<p>&lt;7.1 注 3：市場応札の入札対象となる市場について&gt;  「なお、低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。」について、時間前入札を需給バランスの見直しに伴い、一度札取り下げを行い、再度入札を実施した場合、登録値は初回入札分と再入札分の各入札量合計値との理解でよいか。それとも最終入札量のみを登録すればよいか。</p>	<p>需給調整市場への入札は実施していないという前提において、ご記載いただいた事例では、時間前市場に対する最終入札量の内、未約定量を当該コマに対する市場応札量として登録してください。</p>
270	115	<p>&lt;7.1 注 3：市場応札の入札対象となる市場について&gt;  「なお、低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。」について、時間前市場は前日17時に開場し、開場に合わせて市場応札する事業者も多いと考えられる一方で、供給力提供通知は前日18時以降に発令予定となっている。低予備率アセスメント対象に対する登録値は、当該コマが発生する以前の時間前市場応札量も含めてよいか。仮にカウントできない場合は、再度入札が必要となり、事業者の業務負担が増加するため、時間前市場開設時間や供給力提供通知のタイムスケジュールを考慮頂きたい。</p>	<p>「小売電気事業者等が活用しない余力の全量を特定の市場に入札した場合、未約定に伴う余力およびその後の増加した余力についてはリクワイアメント対象外とします。（ただし、広域予備率低下時は除きます）」とありますように、低予備率アセスメント対象コマに対しては「未約定に伴う余力およびその後の増加した余力についてはリクワイアメント対象」となりますので、適切にご対応ください。  市場応札量の登録値については、「第7章アセスメント結果への対応（市場応札）」に追記しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p>
271	115	<p>&lt;7.1 注 3：市場応札の入札対象となる市場について&gt;  「なお、低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。」について、時間前市場への市場応札に関しては、電力取引機能を有した自社システムを利用して、JEPXシステムへアイスバーク方式で投入している。この場合、時間前市場の板には入札量の一部のみが投入され、その残量は自社システム内に待機している。待機している入札量についても市場応札量と見なすことでよいか。仮に待機札を市場応札量と見なすことができないとする場合、現行のJEPX時間前システムではアイスバーク供出ができなくなるため、アイスバーク機能を実装するように改修いただきたい。</p>	<p>アイスバーク方式で時間前市場へ入札した場合、待機している入札量についても市場応札量と見なします。  待機している量と、実際に応札を行ったが落ちなかった量の合計値を市場応札量として、登録してください。  なお、必要に応じて、当該状況について確認させていただく場合がございます。</p>
272	115	<p>&lt;7.1 注 3：市場応札の入札対象となる市場について&gt;  「なお、低予備率アセスメント対象コマに対する登録値は、当該コマが発生した（翌日計画公表以降に広域予備率が低下したと判断された）以降に卸電力市場等に入札した量を容量市場システムに登録してください。」について、低予備率アセスメント対象コマの発生時において、バランス停止中電源以外の電源についてはいつまで札を入札しておくことが求められるか。</p>	<p>可能な限り余力を市場へ応札してください。</p>
273	115	<p>&lt;7.1 注 3：市場応札の入札対象となる市場について&gt;  「[バランス停止からの起動に係るアセスメントは、電源等登録時に登録した起動パターンに応じて実施します。]  について、容量市場システム内の電源等登録時に登録した起動パターンは10パターンまで登録可能であるが、複数起動パターンが登録されている場合、どの起動パターンでアセスメントがなされるのか。</p>	<p>バランス停止からの起動時の電源の起動時間を報告していただくこととなります。こちらにつきましては業務マニュアル「5.1.1.1市場応札量の登録」に追記いたします。</p>
274	115	<p>【揚水について】  前日以降に低予備率アセスメントコマの追加指示があるとの記載があるが、上池容量の残容量次第では、急な追加指示に対応できない可能性（運転継続可能時間を市場応札できない可能性）が考えられる。揚水については、早めの指示をいただけるということでよいか。</p>	<p>運転継続時間内であれば、市場へ応札すること、および、供給指示への対応が必要となりますので低予備率アセスメントコマに対して、適切な上池残量の確保を実施願います。</p>
275	116	<p>市場応札のアセスメントに用いる「発電余力」とは、ゲートクローズの時点の余力のことで良いでしょうか。  例えば、ゲートクローズ直前に計画を見直した結果、発電計画値が減少するような場合、入札可能な市場がないタイミングで余力が生じることになりますが、このような場合の余力は入札不要という理解で良いでしょうか。</p>	<p>「相対契約上の計画変更締切時間」以降の余力となります。  計画を見直した結果、発電計画値が減少するような場合、入札可能な市場がある限りは応札していただくことが必要です。</p>
276	116	<p>受給対象年度2024年度の容量市場メインオークション募集要項では、ブラックスタート機能を有する揚水（純揚水）発電所の期待容量からブラックスタート必要量を控除していない。ブラックスタート機能を有する純揚水発電所が、2024年度向け属地TSOのブラックスタート機能公募調達にて落ちている場合、水位の運用主体である調整力提供者（=容量提供事業者）は、当該発電所の発電計画・動力計画・市場応札量をブラックスタート必要量を控除した貯水量から策定するものと認識しております。容量提供事業者（=調整力提供者）がブラックスタート必要量を確保している場合、市場応札のリクワイアメント未達成量の算定において、ブラックスタート必要量が考慮されると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>2023年10月13日に開催された第85回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会制度検討作業部会において、実需給2024～2026年度におけるBS公募の落ち電源（純揚水等）については、容量市場との重複を回避するため、容量市場からBS機能に必要なkWh相当分の容量を部分退出することとなりました。そのため、ブラックスタート必要量は考慮いたしません。</p>
277	116	<p>説明会資料36スラでは「小売電気事業者等が活用しない余力の全量を特定の市場に入札した場合、未約定に伴う余力およびその後の増加した余力についてはリクワイアメント対象外とします。（ただし、広域予備率低下時は除きます）」とある。一方、市場応札量が発電余力以上であるならば、リクワイアメント未達成量=0とある。説明会資料に従うならば、需給調整市場の週間商品への応札とS P市場の全量入札をもって、平常時はリクワイアメント達成と読めるが、業務マニュアル上のアセスメント算定方法の記載に従うと、S P全量入札を行っても、以降に発生した余力分はアセスメント対象となるため、時間前応札分も加算する必要があると読める。どちらが正しいのか明確にしてください。</p>	<p>ご記載頂きました説明会資料の記載、本業務マニュアルの記載のいずれも正しい内容となります。  説明会資料36スライドでは平常時の場合を記載しております。需給調整市場の週間商品への応札とS P市場の全量入札をもって、平常時はリクワイアメント達成となりますが、広域予備率低下時につきましては、S P全量入札を行っても、以降に発生した余力分はリクワイアメントアセスメント対象となるため、時間前市場への応札が必要となります。</p>

No.	頁	ご意見	回答
278	120	週間～翌日計画公表前に周知される「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」について、FITステータス2の再通知（前日6時）のタイミングは、一般送配電事業者の供給力が大きく変動する可能性が高いタイミングであるため、このタイミングで広域予備率を算定することは可能でしょうか？また予め「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」を发出していた場合、前日6時のタイミングでもし広域予備率を再算定した結果、8%以上に回復していた場合においては、「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」を取り下げてください、不要な市場対応を回避したいが、対応可能でしょうか？	「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」のタイミングについて、頂いたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
279	120	第67回の制度設計専門会合にて「2024年度以降、揚水発電の水位の運用は調整力提供者が主体的に行う」と整理されています。また2023年7月25日の「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」資料1-3にて、平常時、調整力提供者は、すでに約定しているΔkWが最大限使用された場合の水位と未使用時の水位が実際の貯水池の上下限を逸脱しないように発電・動力を計画し、1日1点の水位の上下限を一般送配電事業者に通知すると整理されています。 もし「広域予備率低下に伴う余力提供通知」の対象日の前日にΔkWが約定している場合、ΔkW供出時間帯前の計画では、ΔkW使用量が不明確な状況で発電・動力を計画策定することになります。TSOによるΔkW使用状況の変動により、市場応札のリクワイアメントが未達成になる場合や、過剰な揚水動力する計画を策定し河川法を遵守できない場合があります。ΔkW使用量などを確実に反映したうえで、河川法等を遵守した計画策定を行ってからリクワイアメント対応を行う場合、低予備アセスメント対象コマでの市場応札が間に合わないことが想定されます。この場合は、「異議申立」を行うことで「水力発電所において、河川法の遵守に伴い入札できる容量が減少する場合」または「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」に該当すると判断されるのでしょうか。	「その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」に該当するか否かは個別のケースに応じて、アセスメントの都度判断させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
280	120	#30と同様。アセスメント結果仮確定通知を受領した日を含め5営業日以内に異議申し立てを行うことができるとなっているが、前月分受給電力に係る調定及び社内経理処理手続きと重なり実務的に対応が困難なため、仮確定通知を月初とすることは避けていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。(10月25日先行回答分)
281	125	8.1 供給指示に係るアセスメント結果の確定手続き 注2：アセスメントの基準について、「一般送配電事業者からの電気の供給指示に対して、事業者が適切に対応していないと本機関が判断した場合」とありますが、適切に対応していないと判定するケースは、どのような場合でしょうか？	「第8章 アセスメント結果への対応（供給指示）」に記載のとおり、以下に当てはまらない場合は適切に対応していないと判定いたします。 ・一般送配電事業者が出力を直接制御できる場合（オンラインの場合） ・アセスメント対象容量以上の電気の供給実績がある場合 ・その他、電気の供給ができないことについてやむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合
282	125	注2について、事業者が適切に対応している場合として「その他供給ができないことについてやむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」と記載されているが、揚水ではない大規模水力において洩水のため供給できない場合はこれに該当するか。また、公衆保安確保のため、発電できない場合もやむを得ない理由に該当するか。「やむを得ない場合」の基準があれば確認したい。	「やむを得ない場合」に該当するか否かにつきましては、アセスメントの都度確認させていただきます。なお、合理的な説明をしていただければリクワイアメント達成といたします。
283	130	#30と同様。アセスメント結果仮確定通知を受領した日を含め5営業日以内に異議申し立てを行うことができるとなっているが、前月分受給電力に係る調定及び社内経理処理手続きと重なり実務的に対応が困難なため、仮確定通知を月初とすることは避けていただきたい。	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。(10月25日先行回答分)
284	142	貴殿とのメールのやり取りについて、確認させてください。 メールメッセージを拝見すると、電源が多くなるほど、メール件数が多くなり、またメール本文のみでのやり取りになると認識しております。対象電源毎や対象コマ毎のやり取りになりますと、管理が煩雑になり、不手際により貴殿にご迷惑をお掛けする可能性もありうると考えております。つきましては、メール本文とは別にExcelやCSVなどの添付ファイルでの情報発信も想定されてますでしょうか？	頂きましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。
285	142	容量停止計画の確認・修正時期が、「実需給月+1か月 第16営業日」となっていますが、これらの業務は事前なので、「+」は誤記ではないでしょうか。	ご記載の「容量停止計画の確認・修正時期」は、実需給後の計画内容修正および本機関による確認が完了する時期を指しますが、ご指摘を踏まえ、明確化の観点から業務マニュアルの記載を修正いたします。(10月25日先行回答分)
286	142	「実需給月+1か月 第16営業日」という記載は、例えば実需給月が4月の場合は、5月の16営業日ということでしょうか。6月の16営業日であるようにも読めるため、明確に記載いただけないでしょうか。	ご指摘の内容は5月の第16営業日を指しますが、業務マニュアルの内容が不明瞭なため、ご指摘を踏まえ、明確化の観点から業務マニュアルの記載を修正いたします。(10月25日先行回答分)
287	142	マイルストーンに記載のある「～対象実需給月+1か月 第16営業日」の意味するところは、変換・登録された容量停止計画の確認、修正期限は実需給月翌月の第16営業日ということでしょうか。また、ここでの営業日は、容量確保契約約款で定める営業日の定義に従うことでしょうか。	期限及び営業日の定義についてご記載のとおりです。
288	142	マイルストーンに記載のある、広域機関からの「停止理由の提出依頼」はいつまでに行われるのか。回答期限が指定されている一方、依頼がいつ来るかがわからなければ対応可否が判断できない。	停止理由の提出依頼は実需給月+2月の月上旬を想定しております。(10月25日先行回答分)
289	144	#34と同様、発電量調整受電電力量の修正登録期限が定められている一方、一般送配電事業者への提出依頼や審査結果通知等の時期が不明瞭。	審査結果通知は実需給月+12月の中旬頃の実施を想定しています。メール受領後すみやかに発電量調整受電電力量の修正登録をしてください。申告から結果通知までの期間は2営業日程度を想定しております。
290	145	市場応札量の登録は、実需給後のどの時期に可能となるか。	実需給月+1月上旬に依頼メールを送付予定です。(10月25日先行回答分)
291	145	ズは対象実需給月+1か月、第20営業日は、例えば2024年4月需給分は、5/30なのか、それとも、6/28のことか。	2024年4月実需給分の締め切り（実需給月+1か月、第20営業日）は、5月30日になります。(10月25日先行回答分)
292	別紙	Appendix2 業務手順全体図（別紙）に容量停止計画の修正・提出期限が「対象実需給月+1か月 第16営業日」と記載されていますが、急なトラブルによる計画外停止は容量停止計画を事後で提出する理解で良いでしょうか。	急なトラブルによる計画外停止に関する容量停止計画の提出は事後で問題ありません。事象発生の日でも良いので遅滞なく提出してください。
293	別紙	Appendix2 業務手順全体図（別紙）に容量停止計画の修正・提出期限が「対象実需給月+1か月 第16営業日」と記載されていますが、事後提出時のアセスメントのペナルティ倍率は5倍という理解で良いでしょうか。（平常時の夜間・休日を除く）	ご記載のとおりです。
294	別紙	実需給後、事業者起因の登録誤り・漏れによる容量停止計画の修正・提出は事後でも認められるという理解で良いでしょうか。認めれる場合、修正・提出期限はAppendix2 業務手順全体図（別紙）の容量停止計画の修正・提出期限「対象実需給月+1か月 第16営業日」と同じという理解でよいでしょうか。	ご記載のとおりです。容量停止計画については遅滞なく提出してください。